

名取市水道事業経営戦略

令和4年7月

名取市水道事業所

目次

1.	経営戦略改定の趣旨	1
1-1.	経営戦略改定の目的	1
1-2.	位置付け	2
1-3.	計画期間	3
2.	事業の概要	4
2-1.	事業の沿革	4
2-2.	組織体制	6
2-3.	給水人口及び有収水量	7
2-4.	水道料金	8
2-5.	経営の状況	9
2-5-1.	水道事業会計の仕組み	9
2-5-2.	収益的収支	10
2-5-3.	資本的収支	11
2-5-4.	費用構成	12
2-5-5.	供給単価と給水原価	13
2-5-6.	経営指標による現状分析	14
2-6.	経営健全化の取組	20
3.	経営の基本方針	21
3-1.	経営の基本方針	21
3-2.	経営戦略の方向性	21
3-2-1.	危機管理体制の充実	22
3-2-2.	適正な施設の管理	22
3-2-3.	投資規模の抑制	22
4.	将来の事業環境	23
4-1.	行政区域内人口の見通し	23
4-2.	給水人口及び有収水量の見通し	24
4-3.	料金収入の見通し	25
4-4.	更新需要の見通し	26
4-5.	組織の見通し	27
4-6.	将来の経営課題	28
4-6-1.	持続可能な経営と財政計画	29
4-6-2.	経営基盤の強化	29
4-6-3.	組織力の向上	30

5.	投資・財政計画	31
5-1.	投資計画	31
5-1-1.	投資	31
5-1-2.	重点事業	32
5-2.	財源	34
5-3.	投資以外の経費	35
5-4.	経営戦略	36
5-4-1.	基本方針	36
5-4-2.	投資の抑制	37
5-4-3.	財源対策	38
5-4-4.	経営戦略の概要	39
6.	今後の取組	41
6-1.	計画期間中の取組	41
6-2.	今後の投資についての取組	42
6-3.	今後の財源についての取組	43
6-4.	今後の投資以外の経費についての取組	43
7.	進捗管理	44

1. 経営戦略改定の趣旨

1-1. 経営戦略改定の目的

名取市の水道事業は、昭和 29 年 5 月に事業創設の認可を受け昭和 31 年 9 月に閑上町上水道を供用開始以来、人口の増加、産業の振興に呼応して市民生活を支え、信頼の絆を持続させ、安全で良質な水道水の安定給水に努めてきました。平成 23 年 3 月の東日本大震災を経て、水が使えることの大切さが再認識されており、水道事業は「市民の皆様へ安全・安心で良質な水を供給する」責任ある公営企業として、さらなる努力に邁進すべきものと考えているところです。

一方で、平成 22 年頃を境に日本の総人口が減少傾向に転じました。現在、名取市の人口は微増を維持していますが、将来的な人口減少が予測される中、老朽化した施設の更新、耐震化対策等に多額の費用が見込まれ、厳しい経営環境の中で事業を運営していかなければなりません。

このような中、平成 25 年 3 月に厚生労働省が公表した「新水道ビジョン」を受けて、本市でも水道事業としてあるべき姿と今後の経営方針を示すべく、『安全でしなやかな水道を未来へつなぐ「元気創造 これからも名取」の水創り』を新たな基本理念として掲げた「名取市新水道ビジョン～名取市水道事業基本計画」として平成 29 年 4 月に改定しました。

また、水道事業を含めた公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、総務省が平成 26 年 8 月に発出した「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき、中長期的な視野に立った経営の基本計画である「名取市水道事業経営戦略」（以降、「経営戦略」と表記）を平成 29 年 4 月に策定しました。

今回「経営戦略」を改定する目的は、策定から 4 年が経過し、当時計画した人口や水需要等の予測値と実績値との間に乖離が生じていることから、事業を取り巻く環境変化や、各種調査を実施して設定した設備及び管路等の更新時期等を踏まえ、より詳細な財政計画の見直しを行うことで、本市水道事業の健全な経営を今後も維持するための経営基盤の強化を図るものです。

なお、改定にあたり総務省の平成 31 年 3 月「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び令和 4 年 1 月「経営戦略策定・改定マニュアル」を活用するものとしします。

1-2. 位置付け

名取市の水道事業は、「名取市新水道ビジョン（検討期間：平成 29 年度～令和 8 年度）」における「安全」「強靱」「持続」を基本理念とした将来像を実現すべく、施策の推進と顧客満足度の高いサービスを提供し続けることに努めており、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、経営基盤の強化による持続可能な経営が必要となっています。

「経営戦略」は、将来需要に見合った施設更新をする「投資計画」と、必要な財源を計画的かつ適切に確保する「財政計画」から成り立ちます。この「投資計画」と「財政計画」は別々に策定されるものではなく、相互に関連し、収支が均衡した計画である必要性があります。

また、経営基盤の強化を図るため、策定後も定期的に進捗管理や計画と実績との検証を行い、その結果を踏まえた見直しを行うことにより、経営基盤強化と財政マネジメント向上に資する重要なツールと位置づけられます。経営状況等の『見える化』を図ることで、経営健全化に向けた取組を住民の皆様へ広く知ってもらおう機会となります。

以上を踏まえ、「経営戦略」は、本市水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、10 年間以上にわたる中長期的な視点で、「名取市新水道ビジョン」における「あるべき理想像」を具現化し、健全な経営を可能とするための**財政的根拠を示す実施計画**として位置付けています。

なお、総務省の「経営戦略策定・改定マニュアル」では、策定済みの経営戦略について、時間経過に伴う人口動向や更新費用、収支の状況等を反映して的確な計画とすることが求められており、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、4 年から 5 年以内に改定を行うことが求められています。これらを踏まえ、名取市の「経営戦略」は、「名取市新水道ビジョン」をより実効性のある計画とするため、**アセットマネジメント（資産管理）による更新需要の算定とともに定期的な見直しを実施し、社会情勢の変化による水道経営の実態との乖離を最小化することに努めます。**

今後の各種施策の改定時期の見込みを図 1-1 に示します。

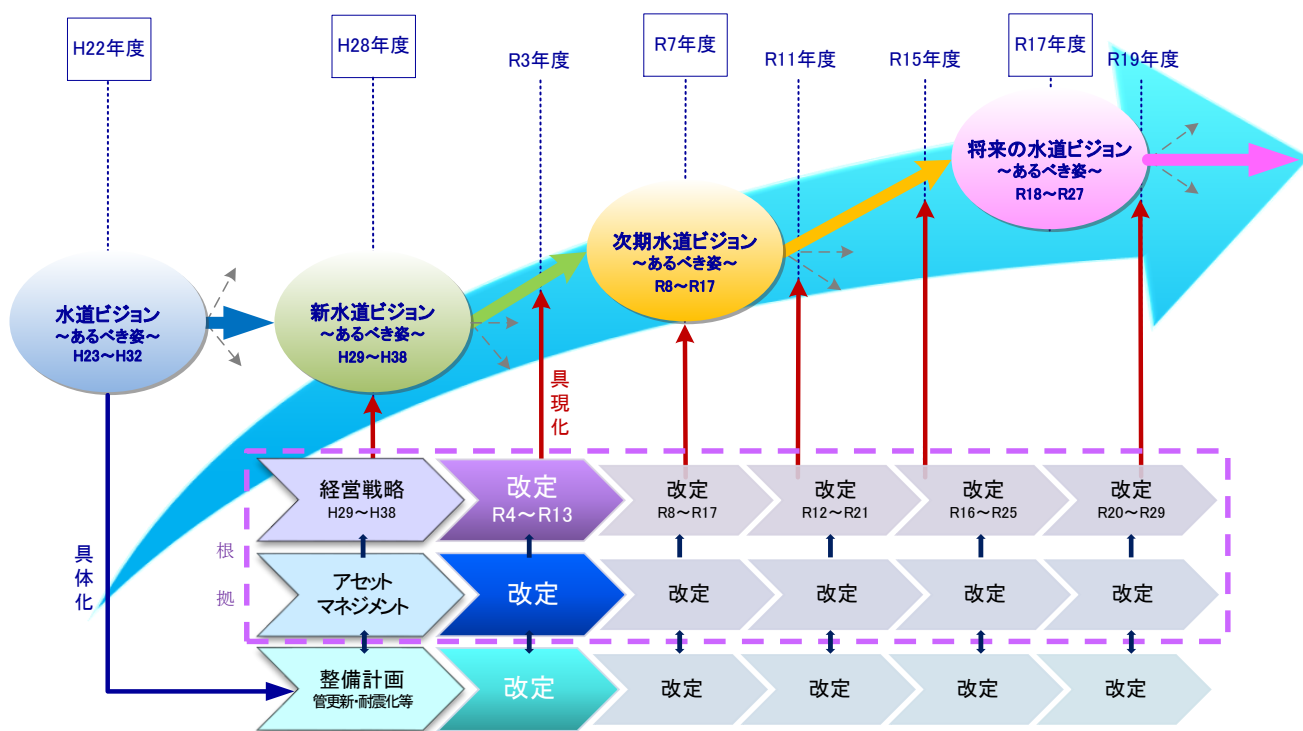


図 1-1 名取市水道事業経営戦略の位置付けと見直し期間

1-3. 計画期間

経営戦略の計画期間は、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように10年計画（令和4年度～令和13年度）を基本とし、より質の高い「経営戦略」とするため4、5年ごとに見直し、成果の検証・評価を行います。

したがって、経営戦略の計画期間は次のとおりです。

目標年度 : 令和13年度

計画期間 : 10年間（令和4年度～令和13年度）

見直し : 4、5年毎（定期的実施）

2. 事業の概要

2-1. 事業の沿革

本市水道事業は、創設の閑上町上水道と増田館腰水道（旧名取町）の統合で、名取市上水道事業となりました。その後、給水区域や供給能力の拡張等を行いました。近年は需要の見直しなどを経て、現在は平成 29 年度「名取市新水道ビジョン」に基づく事業を実施しているところです。

本市水道事業の沿革を表 2-1 に示し、給水区域及び水道施設概要を図 2-1 に示します。

表 2-1 水道事業の沿革

事業名	認可年月日	計画給水人口 計画一日最大給水量	内容
閑上町上水道 【創設】	昭和 29 年 5 月	10,200 人 2,000m ³ /日	深井戸 2 井(小塚原地内)を水源とした上水道を創設
増田館腰水道	昭和 33 年 3 月	10,000 人 2,000m ³ /日	昭和 30 年、2 町 4 ヵ村の合併による旧名取町誕生後、増田・館腰地区において上水道として認可を取得。昭和 34 年給水を開始
増田館腰水道 【第 1 次拡張】	昭和 34 年 12 月	11,500 人 2,180m ³ /日	給水区域の拡張
増田館腰水道 【第 2 次拡張】	昭和 36 年 12 月	15,200 人 2,620m ³ /日	簡易水道の統合と給水区域の拡張
増田館腰水道 【第 3 次拡張】	昭和 38 年 12 月	20,000 人 3,820m ³ /日	館腰・手倉田・愛島小豆島地区の管網整備、水源の増強
名取市水道 【第 4 次拡張】	昭和 39 年 12 月	31,000 人 6,820m ³ /日	閑上水道、増田館腰水道を統合して、名取市水道事業となる
名取市水道 【第 5 次拡張】	昭和 42 年 3 月	60,000 人 21,000m ³ /日	愛島簡易水道を廃止。名取市のほぼ全域給水区域とした水源として、釜房ダム(仙台市水道の浄水：4,600m ³ /日)、樽水ダム(原水：15,000m ³ /日)を確保
名取市水道 【第 5 次拡張】(その 1)	昭和 43 年 3 月	〃	深井戸から鉄・マンガンが発生し、浄水方法を変更
名取市水道 【第 5 次拡張】(その 2)	昭和 45 年 3 月	〃	浄水方式を高速凝集沈でん、急速砂ろ過に改めた
名取市水道 【第 5 次拡張】(その 3)	昭和 47 年 2 月	60,000 人 21,000m ³ /日	給水区域の拡張
名取市水道 【第 6 次拡張】	昭和 54 年 10 月	88,000 人 50,200m ³ /日	市街地の急速な拡大や都市環境の変化から、水需要は増加の見込み(計画値は H8 年度目標値)宮城県営仙南・仙塩広域水道用水供給事業から、24,800m ³ /日を受水
名取市水道 【第 6 次拡張】(その 1)	昭和 61 年 8 月	64,000 人 26,200m ³ /日	給水区域の拡張、需要見直し
名取市水道 【第 6 次拡張】(その 2)	平成 3 年 3 月	77,000 人 34,000m ³ /日	給水区域の拡張、需要見直し
名取市水道 【第 6 次拡張】(その 3)	平成 13 年 3 月	82,000 人 38,000m ³ /日	需要見直し
名取市水道ビジョン策定	平成 23 年 4 月		
名取市新水道ビジョン策定	平成 29 年 4 月		

2-2. 組織体制

名取市水道事業所の職員は、図 2-2 に示すとおり令和 2 年度末時点で計 24 名となっています。

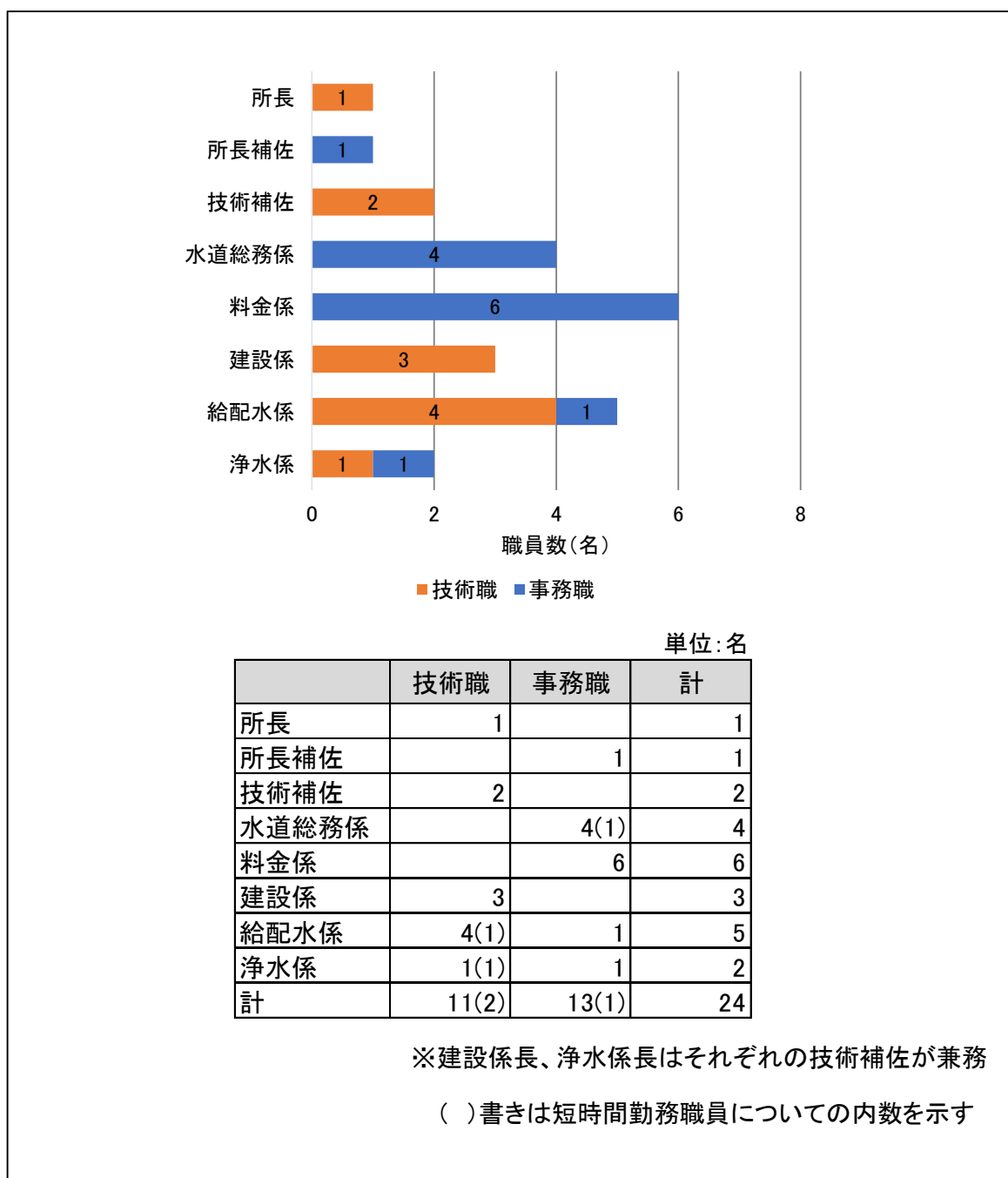


図 2-2 水道事業職員の構成(令和 2 年度末時点)

2-3. 給水人口及び有収水量

本市水道事業の給水人口及び有収水量は、図 2-3 に示すとおりです。

平成 23 年 3 月の東日本大震災による被災、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の蔓延など大きな社会情勢の変化がありましたが、本市における給水人口は一貫して増加し、有収水量も緩やかな増加傾向を示しています。

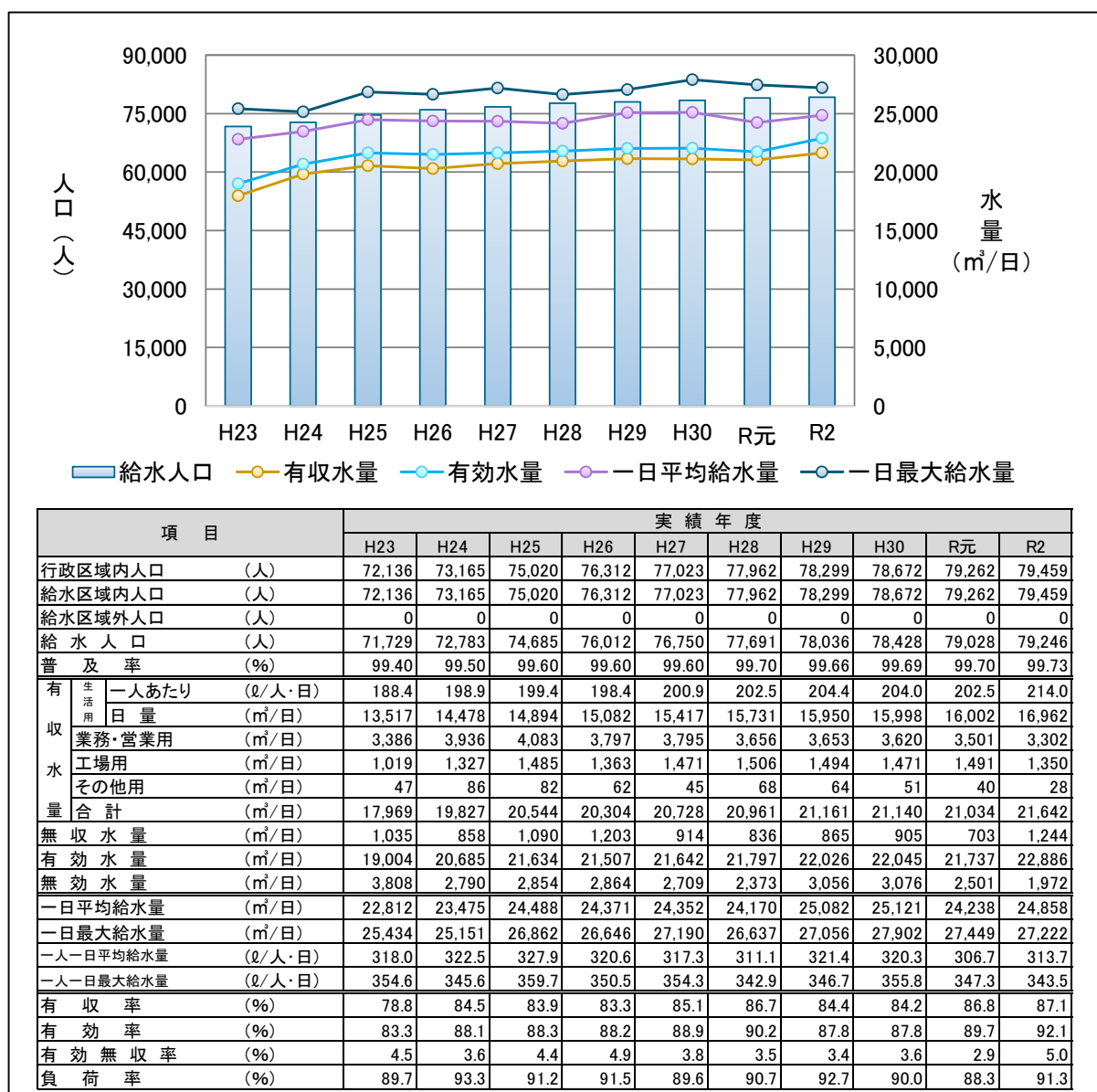


図 2-3 給水人口及び有収水量等の実績

2-4. 水道料金

本市水道事業の現行水道料金体系（平成 29 年 3 月に料金改定）は、一般用及び臨時用の 2 種類に用途区分しています。

一般用については、水道メーターの口径により決まる「基本料金」と、使用水量によって金額が決まる「従量料金」を徴収しています。「従量料金」は使用水量が大きいほど単価が上がっていきます（下表参照）。

■名取市の現行水道料金体系(名取市水道給水条例 抜粋)

(料金)

第 26 条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 基本料金は、別表第 1 のとおりとする。

3 従量料金は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 1(第 26 条関係)

基本料金(1月につき)

メーター口径	料金
13ミリメートル	980円
20ミリメートル	2,050円
25ミリメートル	3,000円
30ミリメートル	4,800円
40ミリメートル	8,000円
50ミリメートル	16,000円
75ミリメートル	35,000円
100ミリメートル	85,000円
150ミリメートル	130,000円

別表第 2(第 26 条関係)

従量料金(1立方メートルにつき)

種別及び用途		区分		料金
専用給水装置	一般用	第1段	1立方メートルから10立方メートルまで	75円
		第2段	11立方メートルから20立方メートルまで	130円
		第3段	21立方メートルから50立方メートルまで	240円
		第4段	51立方メートルから100立方メートルまで	290円
		第5段	101立方メートル以上	300円
	臨時用			500円
共用給水装置				一般用と同じ

2-5. 経営の状況

2-5-1. 水道事業会計の仕組み

本市水道事業会計は、経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）の関係を示す「収益的収支」と、施設の新設や改築等、建設改良のための費用や企業債償還金等の支出とその財源となる収入の関係を示す「資本的収支」の2種類から構成されます。

『収益的収支』

水道サービスの対価としての料金収入等と、サービスの提供に要する支出から成り立っています。年度内の企業活動により予定される収益とそれに対応する費用が計上されたものです。

『資本的収支』

建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する支出と住民への水道サービスの提供を維持するために要する施設の整備、拡充等の建設改良費等の支出から成り立っています。

<収益的収支と資本的収支の関係>

収益的支出のうち、減価償却費等の現金支出を伴わない費用（損益勘定留保資金）と純利益による内部留保資金により、資本的収支の不足額を補填することで、事業経営を行っています。

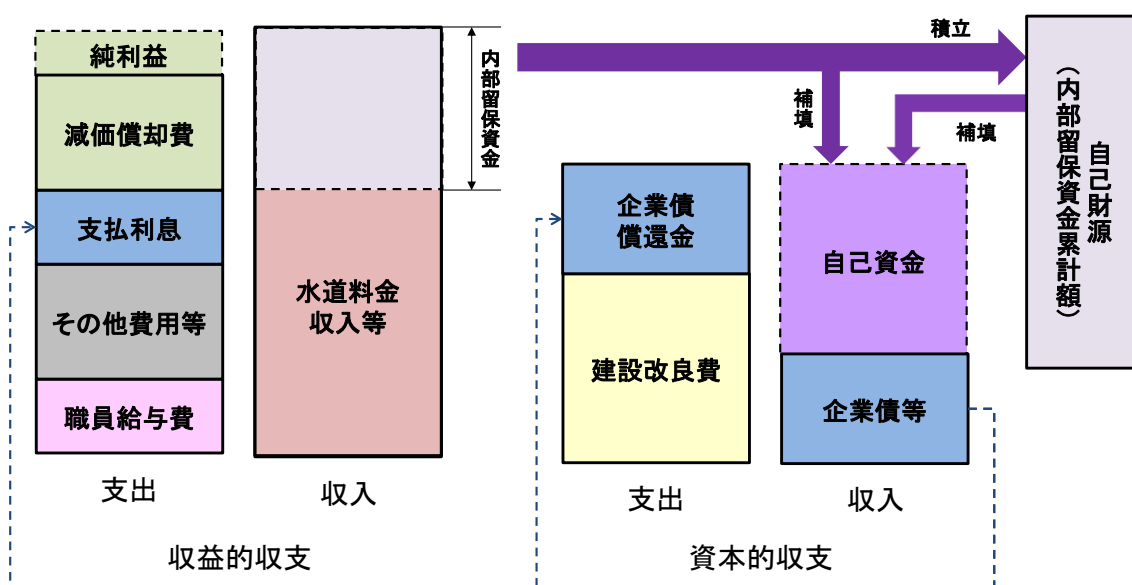


図 2-4 水道事業会計の仕組み

2-5-2. 収益的収支

収益的収支は、平成 29 年 3 月の料金改定以降、4 年間ほぼ横ばいで推移しています。純利益は資本的収支の不足額に充てています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症に係わる緊急支援として実施した水道基本料金の免除等により給水収益が減少しました。図 2-5 に実績を示します。

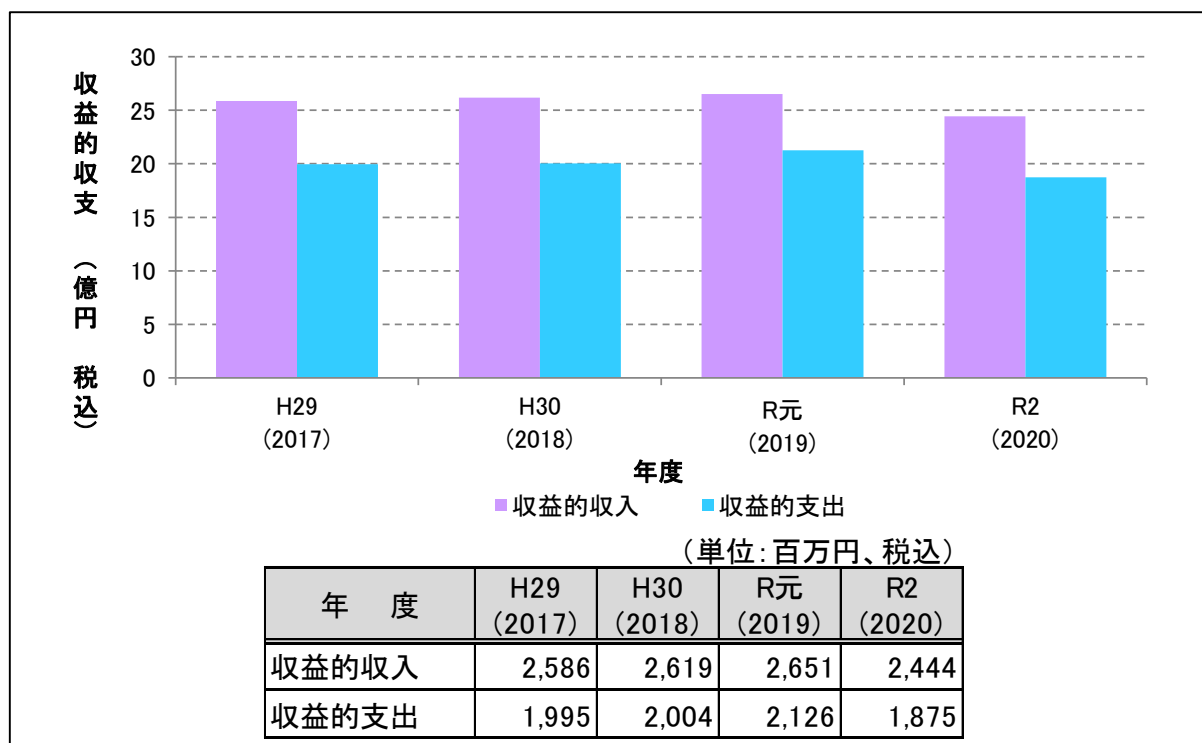


図 2-5 収益的収支の実績

2-5-3. 資本的収支

資本的収支は、資本的支出が資本的収入を上回っており、純利益や損益勘定留保資金等で発生した内部留保資金で資金不足額の財源補填をしました。

企業債の借入はしておらず、自己財源により収支の均衡を図りました。

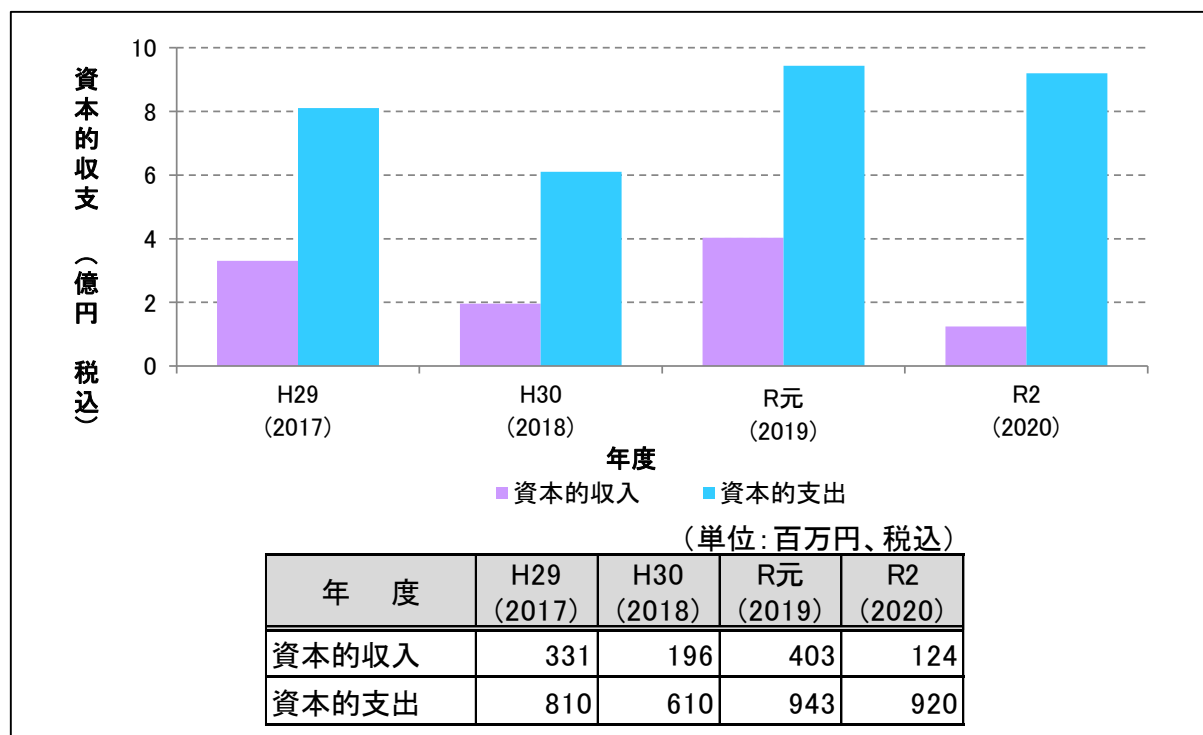


図 2-6 資本的収支の実績

2-5-4. 費用構成

収益的支出のうち、維持管理費の増加の理由として、水道施設の経年化に伴う修繕費の増加が挙げられます。一方、令和2年度は受水費※が単価改定により減少しました。

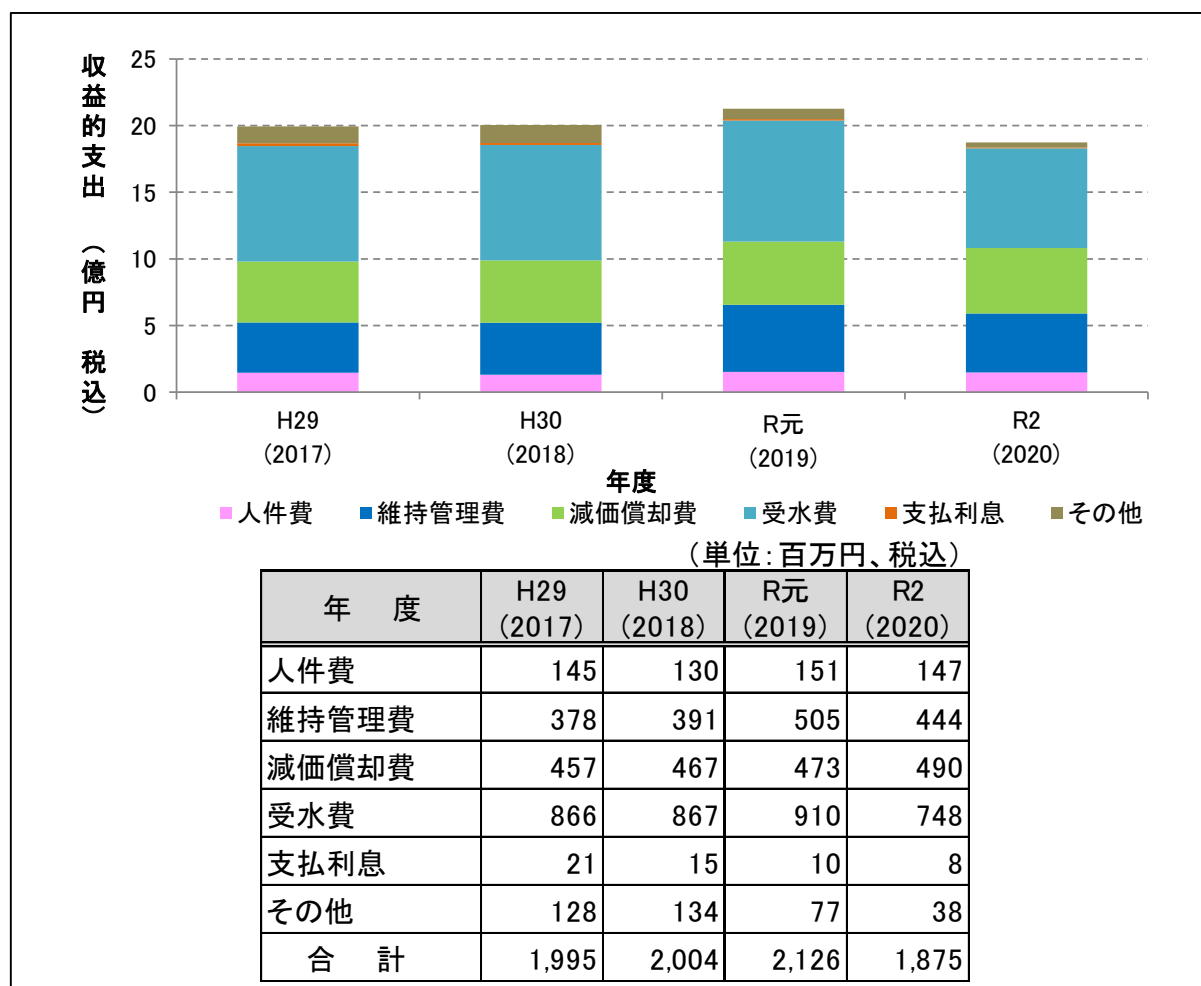


図 2-7 収益的支出の費用構成

※受水費

用水供給事業者から本市が水を受水するための費用。

2-5-5. 供給単価と給水原価

供給単価、給水原価共に4年間で増減があるものの、料金回収率（＝供給単価÷給水原価）は過去4年において100%を上回っていることから、水道水を供給するための運転費用（人件費、受水費、委託料、修繕費他）を給水収益で賄うことができている状況です。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症に係わる緊急支援として実施した水道基本料金の免除等により、給水収益が減少し、供給単価は237.8円となりました。一方で、受水費等営業費用の減少により給水原価は192.3円となりました。これにより、令和元年度より料金回収率は向上しました。

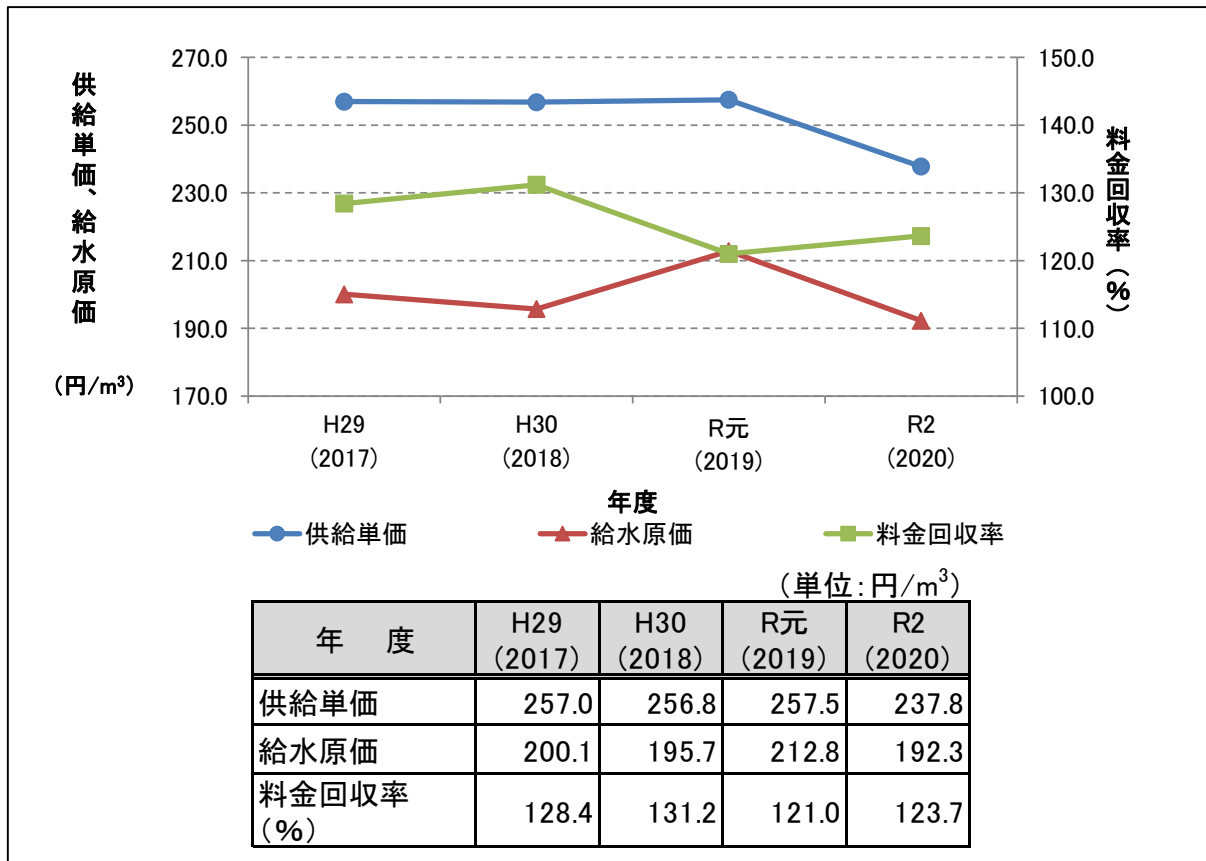


図 2-8 供給単価と給水原価の実績

2-5-6. 経営指標による現状分析

総務省が公表している経営比較分析表に記載の経営指標等を用いて、本市水道事業の経営状況について現状分析しました（表 2-2 参照）。

表 2-2 現状分析に使用した経営指標

指標分類	経営指標
収益性	①経常収支比率、②給水原価、③料金回収率
効率性	④施設利用率、⑤有収率
安全性	⑥流動比率、⑦企業債残高対給水収益比率
施設の老朽化状況	⑧有形固定資産減価償却率、⑨管路経年化率、 ⑩管路更新率

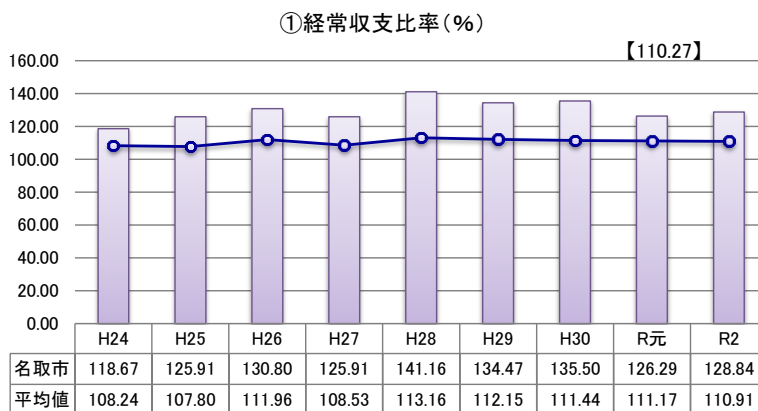
- ※ 本経営指標は、類似団体との経営環境比較を可能とするため、各年度の地方公営企業決算状況調査等を基礎とし、集計したデータに基づき作成したものです。
- ※ 指標中の棒グラフ(名取市)は名取市実績値、折れ線グラフ(平均値)は類似団体の令和2年度平均値を表しています。図右上の【 】は令和2年度の全国平均値です。

①経常収支比率

【指標の意味】

当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。単年度の収支が黒字であることを示す「100%以上」となっていることが必要であり、数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

【算出式】 経常収益 ÷ 経常費用 × 100



【分析結果】

数値が100%以上で単年度の収支が黒字であることを示すため、現状において経営上の問題はありません。

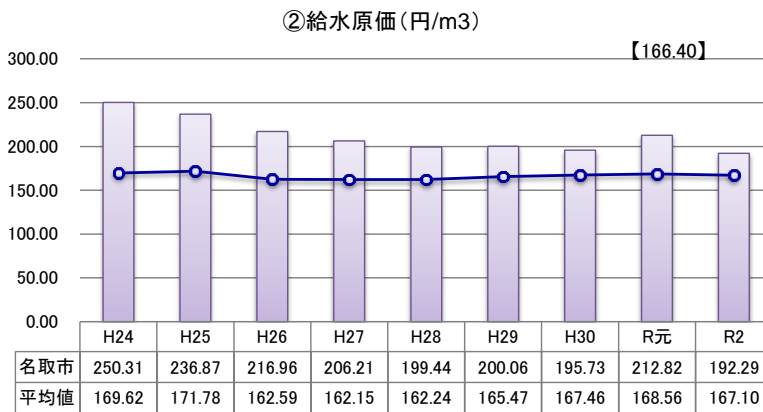
※凡例 ■:名取市実績値 —:類似団体平均値 【】:令和2年度全国平均

②給水原価

【指標の意味】

有収水量1m³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標で類似団体や本市周辺の水道事業体と比較し、分析することが重要です。

【算出式】(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入)÷年間総有収水量



※凡例 ■:名取市実績値 —:類似団体平均値 【】:令和2年度全国平均

【分析結果】

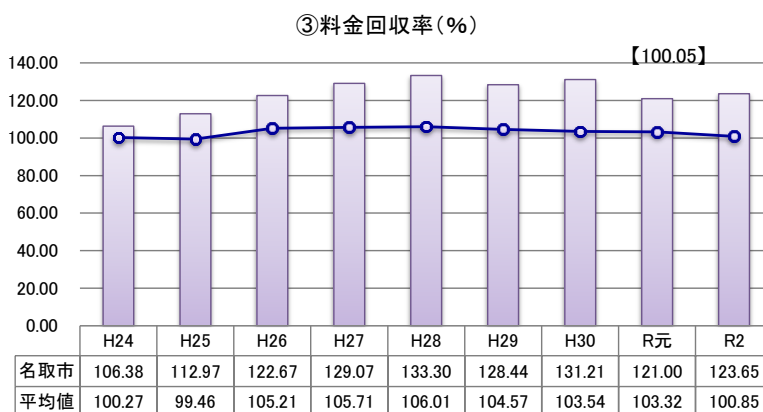
実績値は、概ね微減傾向で推移しています。令和2年度は受水費等の減少で給水原価も減少しました。配水量の多くを受水で賄っていることから、類似団体の平均値をやや上回っています。

③料金回収率

【指標の意味】

給水に係る費用が、どの程度料金収入で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能です。供給単価が給水原価を下回っている場合、料金回収率が100%を下回り、給水に係る費用が料金収入以外の収入で賄われていることを示しています。

【算出式】供給単価÷給水原価×100



※凡例 ■:名取市実績値 —:類似団体平均値 【】:令和2年度全国平均

【分析結果】

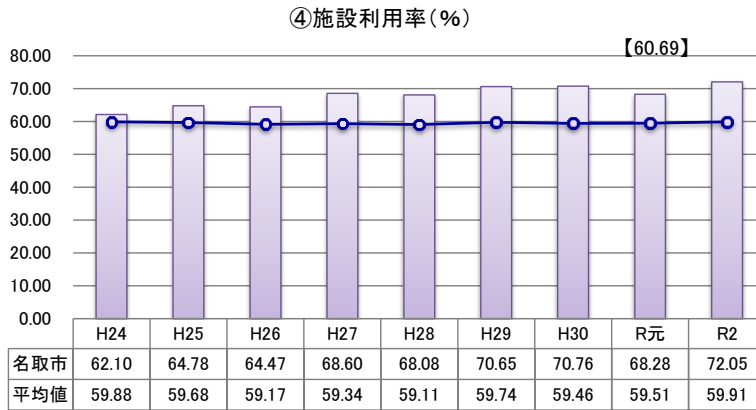
過去9年間、100%以上で推移しています。このことから、現状では給水に係る経費分を料金収入で安定的に賄えています。

④施設利用率

【指標の意味】

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。一般的には高い数値であることが望まれます。

【算出式】 一日平均配水量 ÷ 一日配水能力 × 100



※凡例 ■:名取市実績値 —:類似団体平均値 【】:令和2年度全国平均

【分析結果】

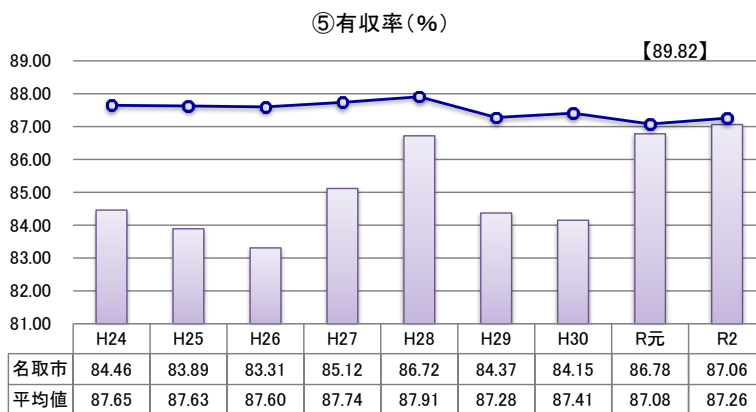
過去9年間、数値は微増傾向で推移しており、全国平均や類似団体平均を上回る水準を維持しています。他水道事業と比較して、水道施設の効率性が確保されている(利用状況が高い)ことを表しています。

⑤有収率

【指標の意味】

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されています。

【算出式】 年間総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100



※凡例 ■:名取市実績値 —:類似団体平均値 【】:令和2年度全国平均

【分析結果】

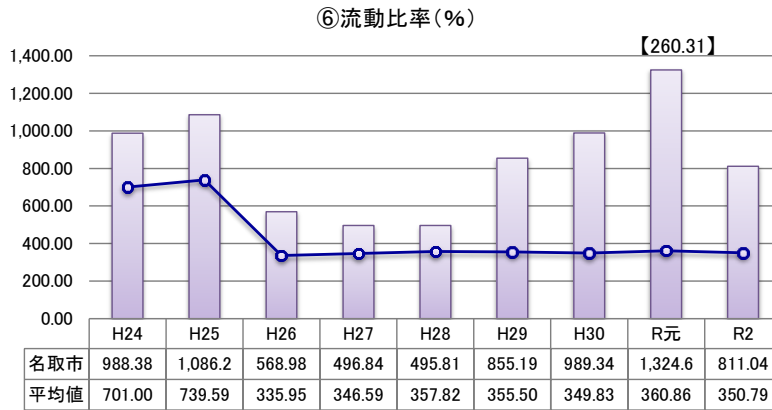
全国平均や類似団体平均を下回っています。令和元年度と2年度が改善した理由としては、老朽管更新や漏水調査等の漏水防止対策の取組みによるものと考えられます。今後も配水ブロック化事業等によって、有収率の向上に努めます。

⑥流動比率

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示すもので、100%以上であることが望まれます。

【算出式】 流動資産÷流動負債×100



※凡例 ■:名取市実績値 —:類似団体平均値 【】:令和2年度全国平均

【分析結果】

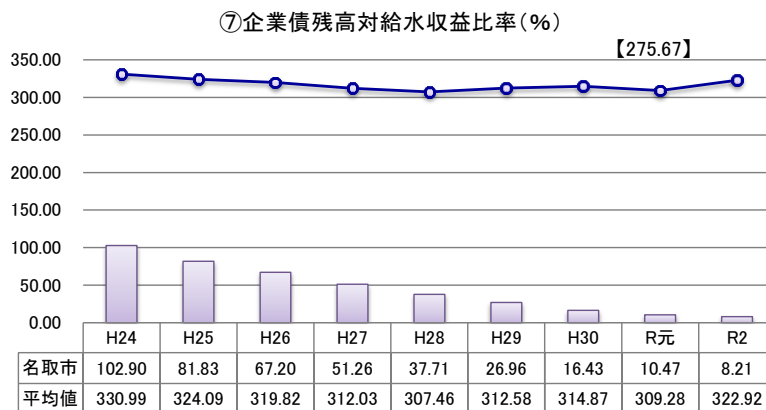
平成26年度の会計制度改正により数値が下がっていますが、常に100%以上であり、短期的な債務に対する支払能力は問題ありません。全国平均や類似団体平均を上回る水準を維持しています。

⑦企業債残高対給水収益比率

【指標の意味】

給水収益(料金収入)に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。数値が低いほど、将来世代への負担が小さいといえます。

【算出式】 企業債現在高合計÷給水収益×100



※凡例 ■:名取市実績値 —:類似団体平均値 【】:令和2年度全国平均

【分析結果】

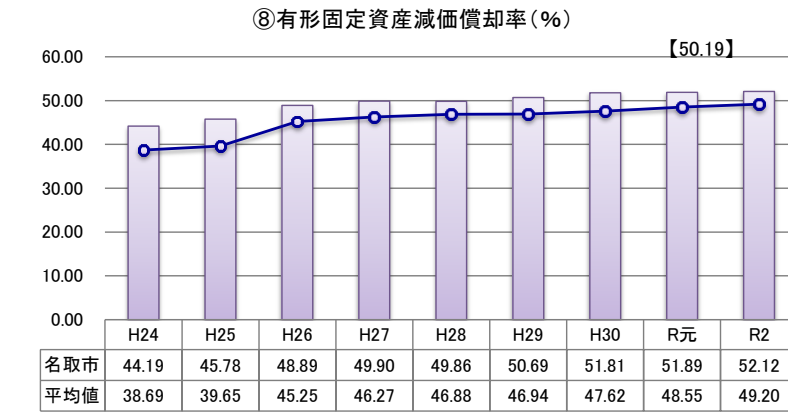
近年起債を発行しておらず、減少し続けており、全国平均や類似団体平均を大きく下回る水準を維持しています。将来世代への負担が小さい健全な経営が行われています。

⑧有形固定資産減価償却率

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化割合を示しています。一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

【算出式】 有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 × 100



※凡例 ■:名取市実績値 —:類似団体平均値 【】:令和2年度全国平均

【分析結果】

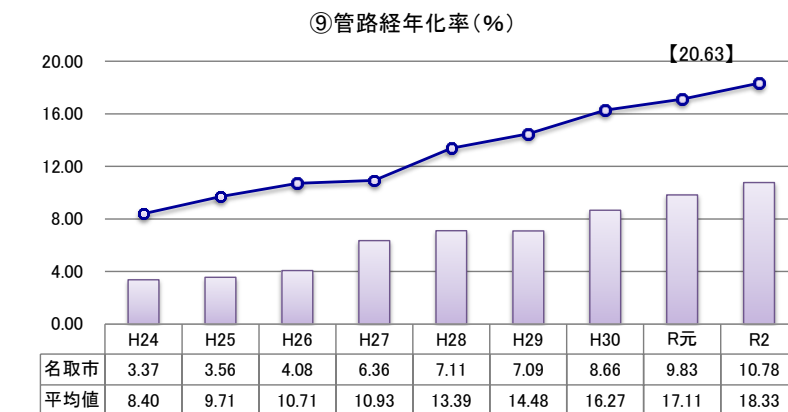
全国平均や類似団体平均と同程度の水準であり、数値は年々増加しています。施設の更新等の必要性が高まってきていることが分かります。

⑨管路経年化率

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化割合を示しています。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を超過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。

【算出式】 法定耐用年数を経過した管路延長 ÷ 管路延長 × 100



※凡例 ■:名取市実績値 —:類似団体平均値 【】:令和2年度全国平均

【分析結果】

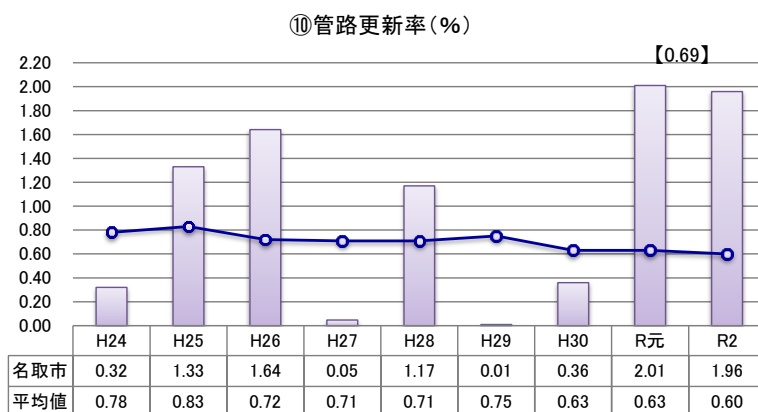
数値は増加傾向にあり、平成27年度以降の上昇は昭和50年度前後に団地開発で布設された管路が耐用年数を迎つつあるからです。全国平均や類似団体平均を下回っていますが、今後増加が見込まれます。

⑩管路更新率

【指標の意味】

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。管路を法定耐用年数 40 年で更新する場合は、管路更新率 2.5%となります。

【算出式】 当該年度に更新した管路延長 ÷ 管路延長 × 100



※凡例 ■:名取市実績値 —:類似団体平均値 【】:令和2年度全国平均

【分析結果】

数値が低くなっている年は、被災地域の配管整備を進めたためです。平成 29 年度に管路更新計画を策定し、計画的に管路更新に取り組んでおり、令和元年度以降高い更新率を維持しています。

2-6. 経営健全化の取組

本市水道事業は、水道施設を効率的かつ効果的に管理運営するため、中長期的な視点を持ち財政収支の見通しと更新需要の把握に努め、収支均衡が図られた健全な経営を行っております。経営健全化に向けて、これまでに実施している取組は次のとおりです。

➤ 水道料金の適正化

本市では、アセットマネジメント（標準型）の結果を検証し、平成 29 年 3 月に水需要減少等の影響を受けにくい逡増度を緩和した料金体系への改定を行いました。

令和 3 年度は、前回のアセットマネジメント以降の耐震診断並びに機能診断等の結果を反映させたアセットマネジメント（詳細型）を実施し、更新需要と資金確保等の見直しを行いました。アセットマネジメントや経営分析の見直しを定期的に行い、水道料金適正化の検証に取り組んでいます。

➤ 計画的な管路の更新

本市では昭和 50 年代に布設された管路が耐用年数を迎えつつあり、各種調査結果から重要度、優先度、老朽度に応じて老朽管路更新事業計画を策定し更新工事を進めています。計画的な更新を進めつつ、管路の適切な延命化を図り、事業費を抑制した効率的な管理運営を行っております。また管路更新においては、耐震管を敷設することで管路の耐震性向上に努めております。

➤ 漏水防止対策の実施

市内の約 400 km にわたる配水管網を中心に計画的な漏水調査を実施し、漏水防止に努め、有効率の向上とエネルギー使用量の低減に取り組んできました。

また、配水ブロック化も順次行い、維持管理の向上、漏水防止対策、非常時対応の向上を進めております。

3. 経営の基本方針

3-1. 経営の基本方針

本「経営戦略」としては、第六次長期総合計画時に示している

「老朽化した施設・設備について、耐震化と併せて計画的な更新を推進し、機能の維持と効率的な運用に努める」

ことを基本方針として、見直しを行いました。

3-2. 経営戦略の方向性

本市水道事業の課題を分析した結果、優先して実施すべき解決方策・施策は以下のとおりです。これらの取組を実施することにより、「名取市新水道ビジョン」で掲げる『安全でしなやかな水道を未来へつなぐ「元気創造 これからも名取」の水創り』の達成を目指します。

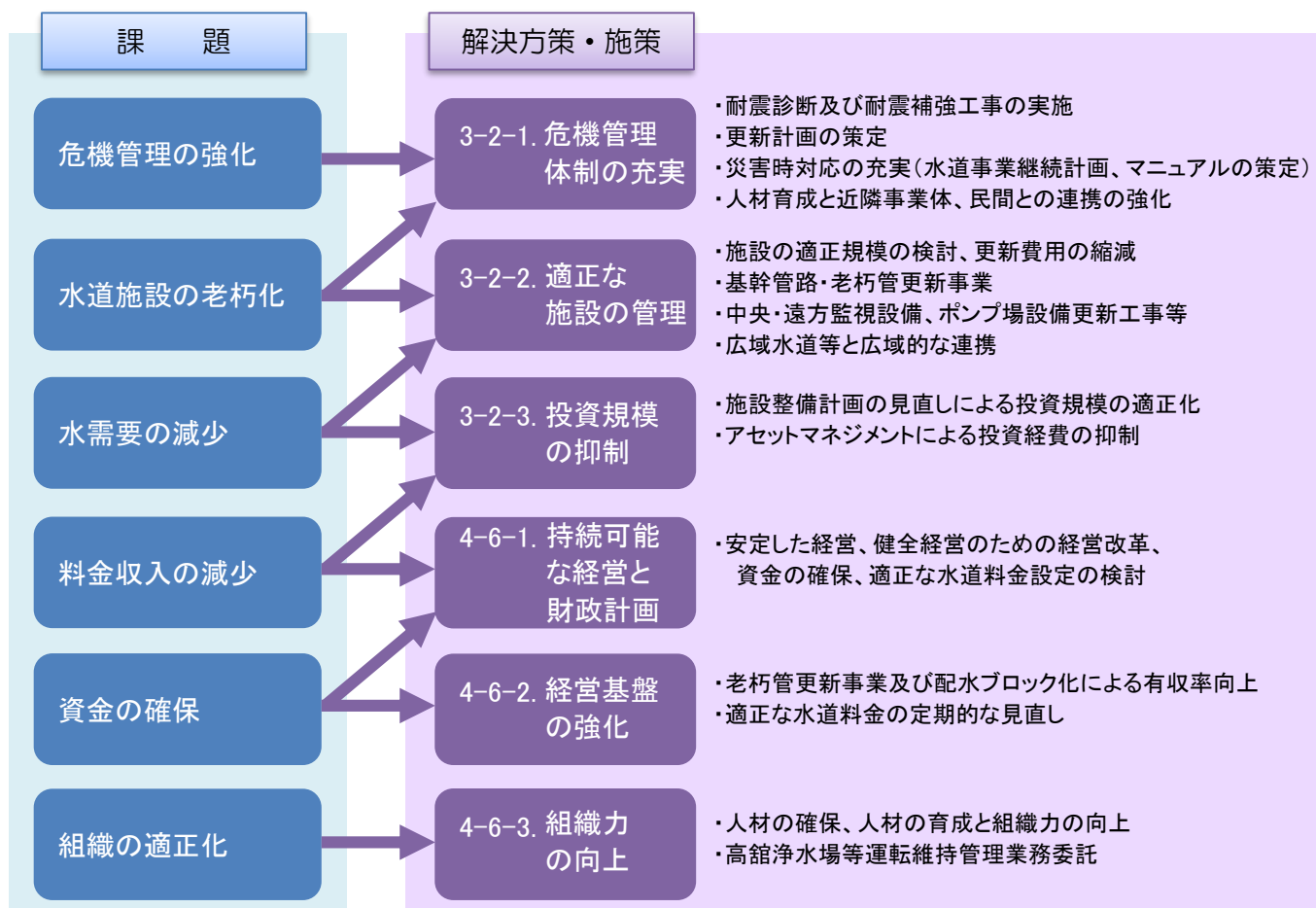


図 3-1 今後の課題に対する解決方策・施策

➤ **今後の課題と基本方針**

前述の分析結果から得られた、今後の課題に対する解決方策・施策について図 3-1 に示し、各施策の詳細を以下に示します。

なお、課題は相互に関連していることから、解決方策・施策を複合的に行うことで、より効果的な「経営戦略」となります。

3-2-1. 危機管理体制の充実

➤ **東日本大震災の経験を活かし、危機管理体制の充実を目指します。**

耐震診断を実施し、その結果から適切な耐震補強工事を実施します。また、施設の更新計画を策定します。

ハード対策だけでなく、水道事業継続計画、マニュアルの策定により、ソフト面での災害時対応を充実します。

人材育成と近隣事業体、民間との連携を強化します。

3-2-2. 適正な施設の管理

➤ **施設の適正規模の検討**

基幹管路・老朽管更新事業、中央・遠方監視設備、ポンプ場設備更新工事等に合わせて、管路口径や施設の適正規模を検討し、更新費用の縮減に努めます。

宮城県水道広域化促進プランや県内水道事業の広域化動向の情報収集しつつ、施設の適正規模の検討を行います。また、将来の高館浄水場更新時における適切な施設規模について検討が必要です。

3-2-3. 投資規模の抑制

➤ **人口減少への対応、持続可能な経営を行うため投資規模の抑制を図ります。**

施設整備計画の見直しにより、投資規模を適正化します。

アセットマネジメントにより、投資経費を抑制します。

4. 将来の事業環境

4-1. 行政区域内人口の見通し

行政区域内人口の推計値は、名取市第六次長期総合計画で示された将来人口推計①*を基に推計します。

推計の結果、令和 10 年ごろから人口が減少しはじめていくことが予想されます。

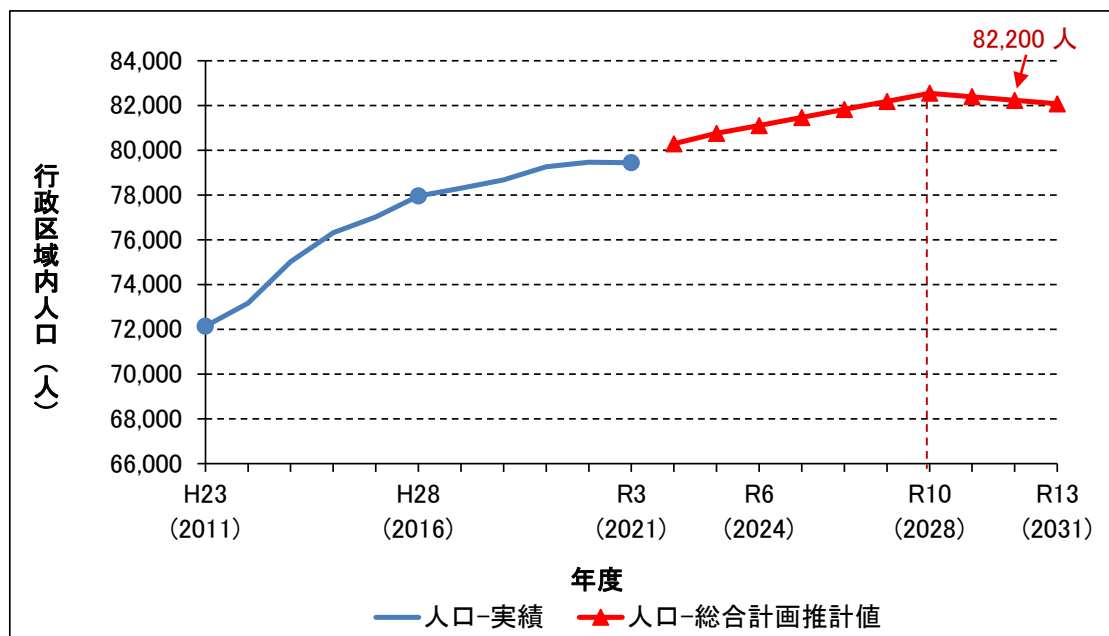


図 4-1 行政区域内人口の見通し

※将来人口推計①

住民基本台帳人口を基にした自然体推計に、開発人口を加えた推計値。市の施策推進の効果による人口増減を見込まない。

4-2. 給水人口及び有収水量の見通し

本市での給水人口及び有収水量について、過去 10 年の実績と将来予測は図 4-2 のとおりです。

有収水量とは、配水された水量のうち、漏水等を除いたもので、料金徴収の対象となる水量です。

給水人口及び有収水量は、前述した行政区域内人口同様に令和 10 年度まで増加しますが、それ以降は減少する予測となっています。なお、令和 13 年度は閏年のため微増となります。

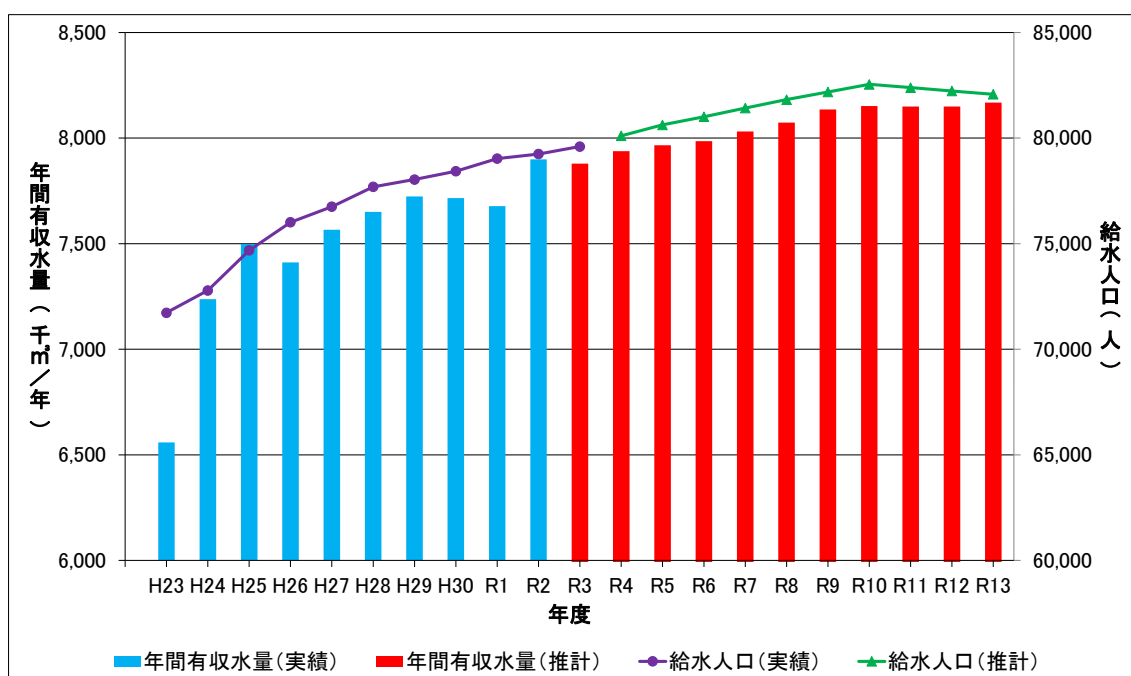


図 4-2 給水人口及び有収水量の見通し

4-3. 料金収入の見通し

料金収入は、予測した有収水量に供給単価を乗じ、税率分を加算して算出しています。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係わる緊急支援として水道基本料金の免除等を行ったことから、料金収入も減少しています。

図 4-3 に示すとおり令和10年度までは有収水量の増加に伴い、料金収入は増加する見通しですが、令和10年度以降は、有収水量が減少傾向に転じることで、料金収入も減少していく見通しです。なお、令和13年度は閏年により微増となります。

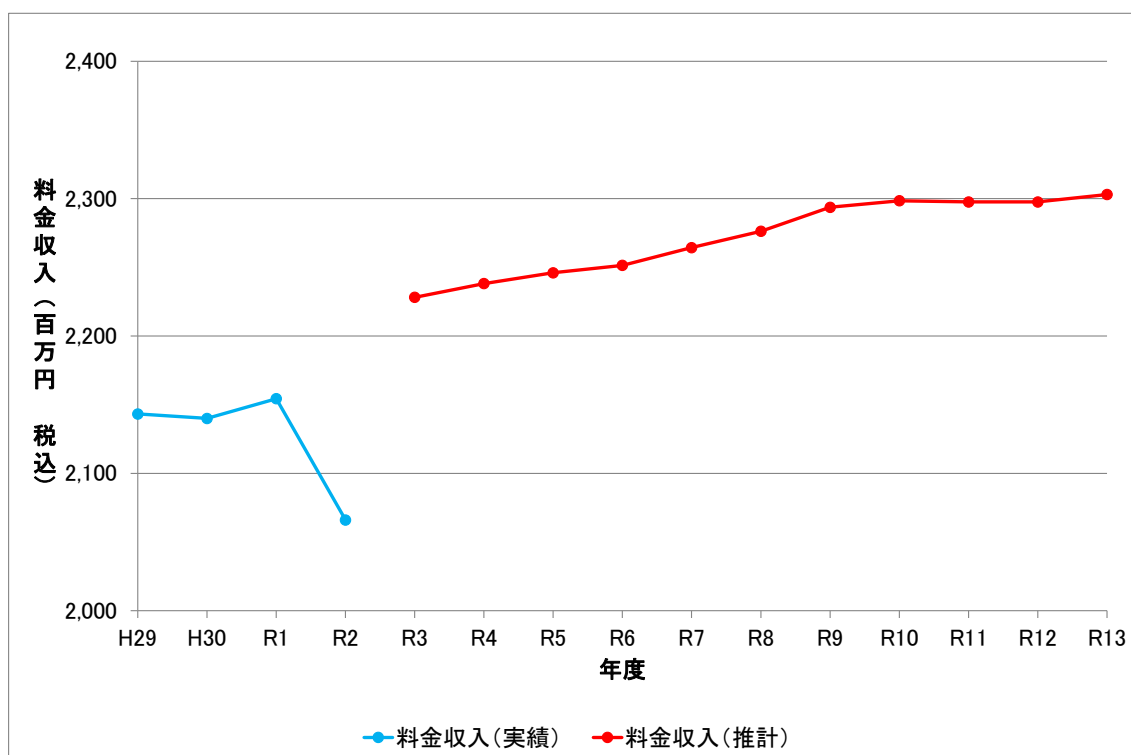


図 4-3 料金収入の見通し

4-4. 更新需要の見通し

アセットマネジメント（資産管理）を通じて、水道施設の更新需要を推定しました。

今後、水道施設及び管路を更新しなかった場合、図 4-4 に示すとおりになります。現在、築年数から経過した年数が法定耐用年数[※]以内の資産が占める割合は、構造物及び設備が約 50%、管路が約 90%となっていますが、「経営戦略」の計画期間である令和 13 年度には、構造物及び設備が約 30%、管路が約 60%への低下が予測されるため、将来的に水道施設及び管路の健全性を維持していくためには、計画的な更新が必要です。

本市では、これまで水道施設や管路を対象に、耐震診断や機能診断等の調査を実施して現状把握に努め、各機場の機器に著しい劣化等はなく、平均的な更新年数以上に使えることを確認した結果から、P37 の表 5-5 に示す「更新基準」[※]に基づく更新年数を設定しました。

アセットマネジメントを実施した結果、本市の資産を健全な状態に保つためには 10 年間平均で約 11 億円/年の投資が必要です。（P31 参照）

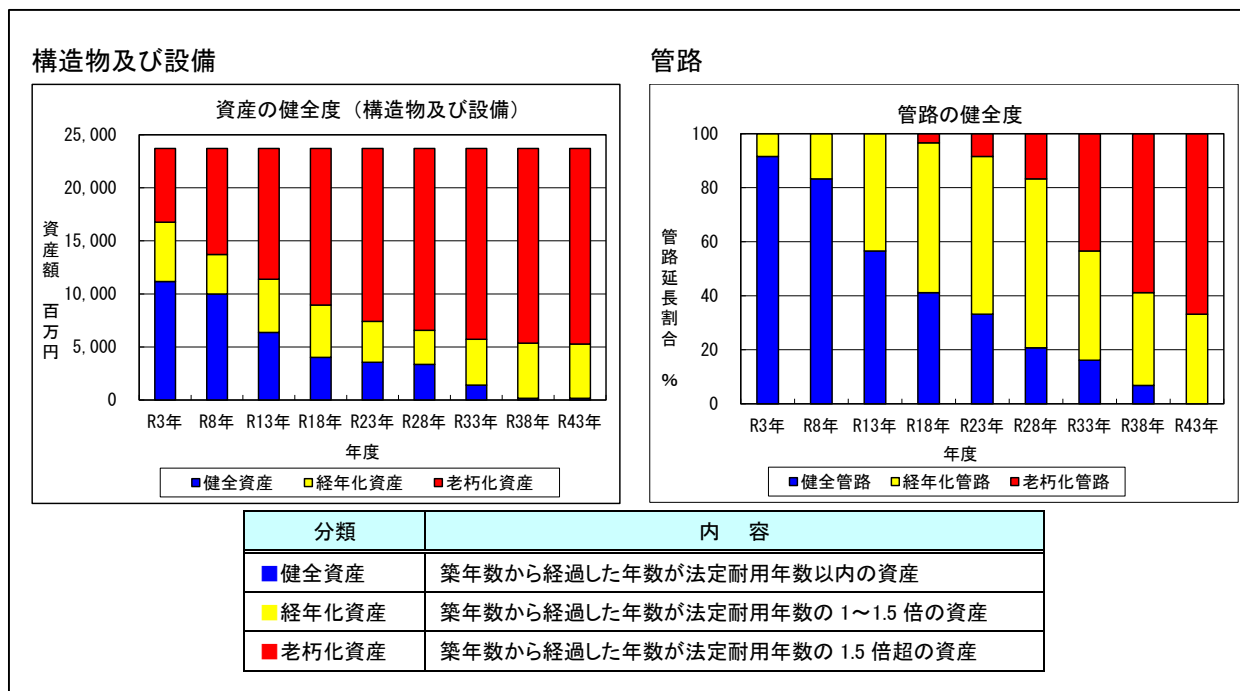


図 4-4 更新しない場合の資産の健全度の推移

※法定耐用年数：地方公営企業法に定められた会計上の減価償却年数。（例 配水管：40 年）

※更新基準(P37 参照)：管路劣化調査等を実施し、診断した結果から適切な更新時期を設定。

（例 ダクダイル鋳鉄管：50～90 年）

4-5. 組織の見通し

本市水道事業は、公営企業として事業経営を行い、常に組織の合理化に努めてきました。今後とも健全な経営を維持するためには、大きく増加する建設改良事業実施に向けた、人材の確保及び育成も重要となります。

職員数は今後とも継続して確保することに努めるとともに、実務の効率化を図り、職員の能力向上のための育成や研修の充実化を図っていきます。

4-6. 将来の経営課題

前述の「2. 事業の概要」及び「3. 経営の基本方針」及び「4. 将来の事業環境」を踏まえ、本市水道事業における将来の経営課題を表 4-1 に示します。

表 4-1 将来の経営課題

将来の課題	内容	章
危機管理の強化	今後想定される巨大地震等の自然災害において被害を最小限にとどめるため、計画的な水道施設の耐震化を進める必要があります。	2-6 3-2
水道施設の老朽化	法定耐用年数を超過する水道施設が増加していく中で、適切な補修や新技術の導入による長寿命化を図るとともに、計画的な水道施設の更新を進める必要があります。	2-5 3-2 4-4
水需要の減少	本市の給水人口の将来推計は、長期的には減少傾向になります。水道水の使用の多くを支える生活用水量は、人口減少に伴い減少していくものと想定されます。	3-2 4-1 4-2
料金収入の減少	水需要の減少は料金収入の減少につながります。料金収入等が減少する中、健全な水道事業の経営を持続するためには、より一層の経営の効率化や合理化を図る必要があります。	3-2 4-3
資金の確保	水道施設の更新及び耐震化を進めるためには資金の確保が必要です。将来世代への負担軽減と財政の健全性を考慮し、企業債の借入や適正な水道料金体系の設定について検討する必要があります。	2-5 2-6 3-2 4-3
組織の適正化	これまで段階的に組織体制を見直し、事業の継続や組織の適正化を図ってきました。今後も現状の組織体制を確保しつつ、官民連携による事業の推進や技術継承を念頭とした人材育成を行っていくことで、事業規模に見合った組織体制を構築していく必要があります。	2-2 3-2 4-5

4-6-1. 持続可能な経営と財政計画

➤ **安定した経営**

安定した水道事業経営を持続するため、経営戦略に掲げた事業を計画的に実施するとともに、水道事業を取り巻く環境の変化に柔軟な対応ができるよう努めます。

➤ **健全経営のための経営改革**

民間活力・ノウハウの導入可能性を調査することにより、業務の効率化や経費の削減といった経営改革を検討します。

➤ **資金の確保**

施設の更新等の整備には多額の資金を必要とすることから、将来世代への負担軽減と財政の健全性を配慮した上で企業債の発行を行います。

➤ **適正な水道料金設定の検討**

人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の更新及び耐震化に対応するため、投資試算、財源試算により費用が収益を上回る収支ギャップが発生した場合は、水需要の減少の影響を受けにくい水道料金体系及び料金水準への見直しを検討します。

4-6-2. 経営基盤の強化

➤ **安定した水道経営のため、経営基盤の強化を図ります。**

老朽管更新事業及び配水ブロック化事業により、有収率向上に取り組みます。

今後の更新需要の増加や人口減少、物価上昇等を踏まえた適正料金について、定期的に見直します。

4-6-3. 組織力の向上

➤ **人材の確保**

増大する建設改良事業実施に向け、人材の定期的な確保に努めていきます。

➤ **人材の育成と組織力の向上**

水道事業に必要な専門的知識を得るため、計画的に研修に参加し、職員の育成と組織力の向上に努めていきます。

➤ **高館浄水場等運転維持管理業務委託**

技術的に困難な高館浄水場の運転管理等の業務について、今後も現状の組織体制を確保しつつ、事業の推進や技術継承を行っていくことが必要です。

深刻化する人材不足への対応としては、専門技術者(有資格者)を安定的に継続して配置することができ、有事の際に、集団的・専門的な対応が期待でき、リスクが軽減される第三者委託を実施することで、全体的な組織力の向上が図られます。

5. 投資・財政計画

5-1. 投資計画

5-1-1. 投資

本「経営戦略」の基本方針である『老朽化した施設・設備について、耐震化と併せて計画的な更新を推進し、機能の維持と効率的な運用に努める』の実現に向け、施策の重点化や優先順位付けを行い、計画的に事業に取り組みます。

本市はこれまでも施設の状況に応じた更新時期を設定し長寿命化を図りつつ、施設更新を実施してきましたが、今後の更新需要の高まりも考慮した投資計画の検討を行いました。

本検討における施設の更新年数は、P37に示す「更新基準」に基づき設定しました。また、適切な補修等による延命化を図ることで、構造物及び設備は「更新基準×1.5倍」と設定し、事業費を抑制することを想定しました。

アセットマネジメントの検討結果より、平均で約11億円/年の投資が必要となる見込みとなりました。本投資を行うことで、健全な水道事業経営を持続可能となっています。

経営戦略の計画期間10年間（令和4年度～令和13年度）における主な事業は表5-1のとおりです。

表 5-1 投資計画

項目	事業費(税込)
管路整備に係る費用(基幹管路、老朽管更新事業、配水ブロック化等)	約48億円
水道施設の耐震化促進(耐震診断及び耐震補強工事の実施)	約4億円
機械、電気計装に係る更新費用(中央・遠方監視設備、ポンプ場設備更新工事等)	約44億円
各種計画の見直し、上記の整備に伴う設計等の委託に係る費用	約9億円

5-1-2. 重点事業

安定し健全な事業運営を実施するため、現在実施中の重点事業は以下のとおりです。

➤ 高館浄水場等運転維持管理業務委託

高館浄水場に係る電気・機械技術を担うベテラン職員の退職に対して、技術職員の配置で補完しても、専門性が高く習熟が困難、あるいは長期間を要します。育成後の人事異動による配置換え問題もあります。

また、専門職の採用は、必要な人材が採用できるか、中途退職する可能性もあるなど、安定的に継続して必要な人材確保ができるか不確定要素が強いことが喫緊の課題となっています。

上記課題の解決手法として、浄配水場の安全で安定的な運転管理を持続するため、水道法第24条の3に規定されている「第三者委託」を導入することにしました。このことにより、以下の効果を見込んでいます。

① 深刻化する人材不足への対応

- ・ 技術的に困難な高館浄水場の運転管理等の業務を適正に実施することができ、管理体制強化を図ることができます。
- ・ 専門技術者(有資格者)を安定的に継続して配置することができます。
- ・ 有事の際に集团的・専門的な対応が期待でき、リスクが軽減されます。

② 水道施設の老朽化への対応

- ・ 高館浄水場の修繕計画について、精度向上の支援を受けられます。

第三者委託(水道法第24条の3)

水道の管理に関する技術上の業務(浄水場の運転管理や水質管理等高い技術力を要する業務)について委託します。

委託を行う業務箇所について図5-1に示します。

※ 「みやぎ型管理運営方式」と違い運営権を与えるものではないです。

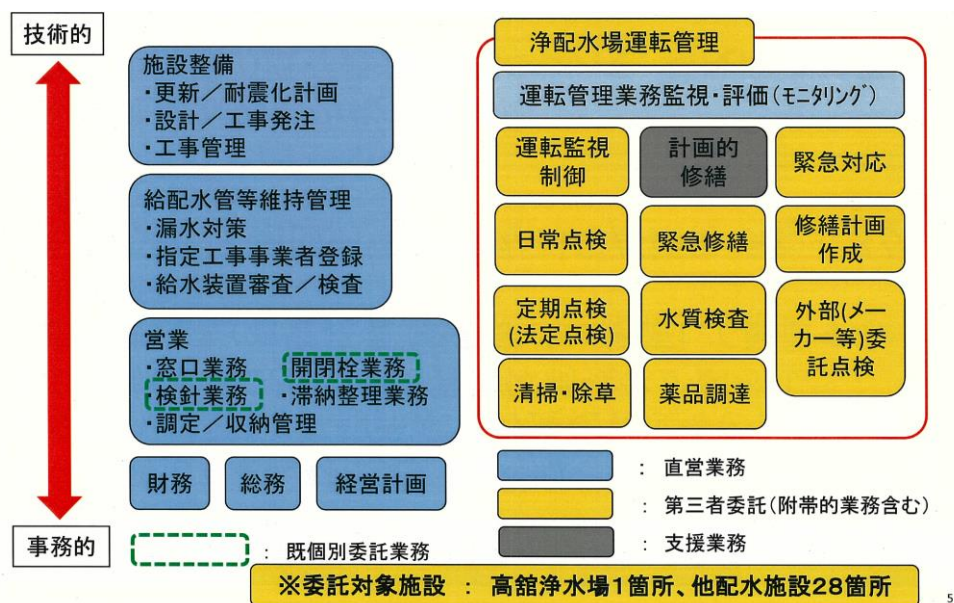


図 5-1 第三者委託の業務範囲

(出典:「名取市高館浄水場等運転維持管理業務委託について R3.12.24」)

➤ 老朽管更新事業

経年化した管路の漏水事故等を未然に防止し、有収率向上等の効率的な施設運営を行うため、管種、布設年度、管路の漏水事故履歴、耐震性等を踏まえ、更新計画を策定しました。この計画に従って更新を実施し、管路の老朽化抑制及び耐震化を図ります。

➤ 配水ブロック化事業

配水ブロック化とは、バルブや減圧弁により、配水エリアをある程度細かく分割して管理することで、流量・流向の把握・管理や、水圧の均等化を図る管理手法です。平常時の配水管理・維持管理性の向上が図られ、大規模地震等の非常時においては、管路事故箇所の特定を早く行うことができ、復旧速度の向上等の効果が得られます。

➤ 水道施設の耐震化促進

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって、甚大な被害がもたらされました。このような地震への対策として、水道構造物の耐震化を推進しています。本市では、ポンプ場や配水池の耐震化を計画的に進めています。

➤ 中央・遠方監視設備、ポンプ場設備更新等工事

市内の各水道施設にあるポンプ等の運転や、水質等の情報を集中的に監視制御する中央監視設備及び遠方監視設備を更新し、維持管理の充実を図ります。

5-2. 財源

財源の科目は次のものを見込んでいます。

表 5-2 収益的収入及び資本的収入の項目

項目		
収益的収入	営業収益	料金収入
		受託工事収益
		その他の営業収益
	営業外収益	補助金
		長期前受金戻入
		加入金
		その他の営業外収益
資本的収入		企業債
		他会計負担金
		国(都道府県)補助金
		工事負担金
		その他

5-3. 投資以外の経費

投資以外の経費科目（収益的支出及び投資以外の資本的支出）は次のものを見込んでいます。

表 5-3 収益的支出及び投資以外の資本的支出の項目

項目		
収益的 支出	営業 費用	職員給与費
		燃料費
		修繕費
		委託料
		受水費
		その他経費
	営業 外 費用	減価償却費
		支払利息
		その他の営業外費用
資本的支出		企業債償還金
		その他経費

5-4. 経営戦略

5-4-1. 基本方針

将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、必要となる施設・設備に関する投資の見通しを立てた「投資試算」と、経営健全化や財源確保に係る取組を踏まえた「財源試算」を行い、費用が収益を上回る収支ギャップを解消し、「収支均衡」した「投資・財政計画」とする必要があります。そのため、経営の効率化・合理化の取組を進めた上で、なおも不足する財源については、「水道料金の改定」、「企業債の発行」により財源不足を解消していく必要があります。

計画期間における「投資・財政計画」の策定に当たっては、水道料金の定期的な見直し、企業債の計画的な活用を検討し、収益的収支の「経常利益」、「当年度純利益」の確保及び「資金残高」を今後も確保できるよう「投資・財政計画」を作成しました。

5-4-2. 投資の抑制

本市では、これまで水道施設及び管路を対象に耐震診断や機能診断等の調査を実施し、老朽度等の現状把握に努めました。今後増加する更新需要に対し、水道施設の適切な補修等により、水道施設及び管路の延命化が期待できることから、事業費の抑制を図り計画的な更新を行います。

水道施設等については、建築物・土木構造物は、実使用年数に基づく更新基準の設定例（厚生労働省）にて示されている「設定例」を採用し、機械・電気・計装については、水道施設更新指針（日本水道協会）で示されている「更新年数実績の平均値」を「更新基準」として設定しました。

また、機械・電気・計装設備は、「令和2年度 名取市水道施設機能診断業務」にて実施した各機場の調査結果として、機器等に著しい劣化等はなく、更新年数実績以上に使えると判断したことから、指針で示されている更新年数実績の平均と最大の差である1.5倍以上を準用し、表5-4に示す「更新基準×1.5倍」と設定しました。

管路については、本市の現地調査結果に基づく「適切な更新時期」として、表5-5に示す「更新基準」で設定しました。計画的な更新を進めつつ、管路の適切な延命化を図り、事業費を抑制した効率的な投資を行っていきます。

表 5-4 構造物及び設備の更新年数

分類	平均使用年数	今回アセットの更新年数 (平均使用年数×1.5倍)
土木構造物	80年※	120年※
建築施設	70年※	105年※
機械設備	ポンプ設備 22年、薬品等注入設備 20年、滅菌設備 19年	ポンプ設備 33年、薬品等注入設備 30年、滅菌設備 28年
電気・計装設備	電気設備 27年、流量計 21年、濁度計 17年、発電機 27年、伝送装置 18年	電気設備 40年、流量計 31年、濁度計 25年、発電機 40年、伝送装置 27年

※施設の耐震診断業務において、構造物の劣化が進んでおらず長期にわたる使用が可能と判断したことから、アセットマネジメントの時間計画保全に基づく使用年数を採用しています。

表 5-5 管路の更新年数

分類	今回アセットの更新年数 (更新基準)
管路	<ul style="list-style-type: none"> ・ダクタイル鑄鉄管: H9以降布設 90年、S57以降布設 80年、S56以前布設 50年 ・硬質塩化ビニル管: 50年 ・鑄鉄管: 50年 ・上記以外の経年管: 40年

5-4-3. 財源対策

➤ 水道料金

本市は、平成 29 年 3 月の料金改定以降、経営の効率化を図ることで現行の料金水準を維持してきました。

また、P39 の「5-4-4. 経営戦略の概要」に示すとおり、今後 10 年間は財政収支が均衡し、現行の料金水準を維持することが可能となっています。

今後、料金改定が必要と思われる経営状況となった際は、水道料金体系、料金改定率、実施時期等の基本方針を決定します。

➤ 企業債

近年、本市では新規の企業債の発行を行わず、給水収益等の自己財源にて建設改良費を賄い、将来世代への負担を軽減するため企業債残高の抑制に努めることで、健全な経営が保たれています。

しかし、今後の水道施設の更新投資においては、より多大な費用を要するため、料金収入だけでは賄えない場合は、財源を企業債の発行により補填し、今後も増加する更新需要に充てることとします。

一方で、将来の財政負担を考慮し、企業債残高の低減を図るため、長期で低金利となる発行条件の良い企業債の計画的な活用に努めます。

5-4-4. 経営戦略の概要

計画期間内における「経営戦略」の概要は次のとおりです。

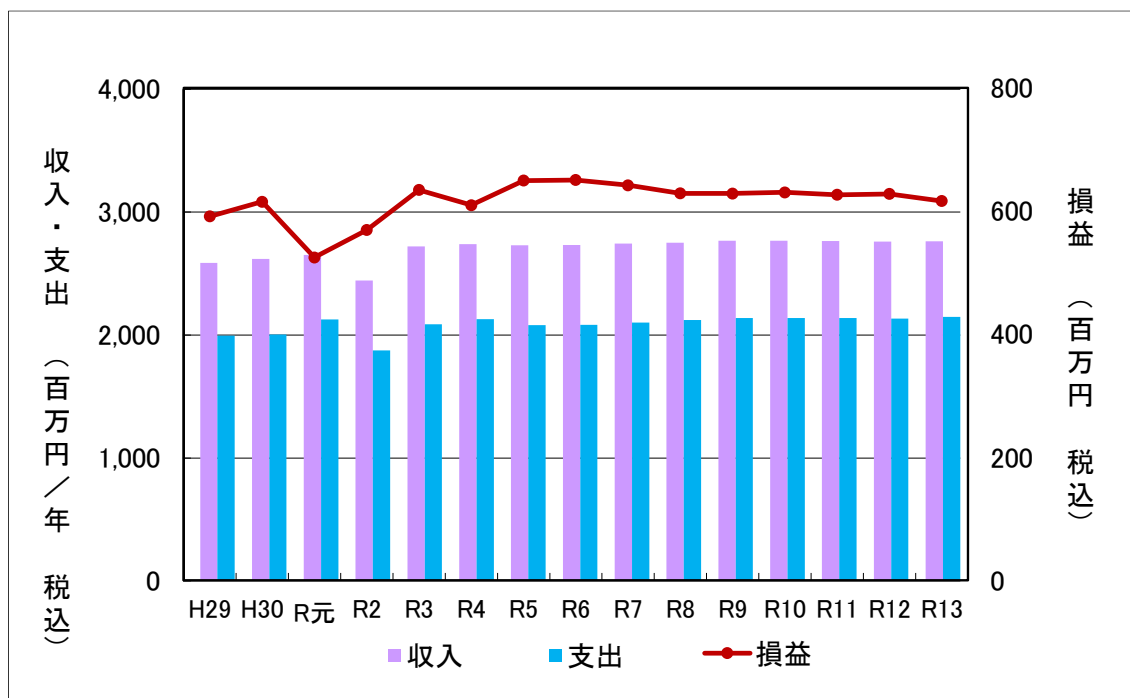


図 5-2 収益的収支

収益的収支は、これまで健全で持続可能な経営を行ってきたことで黒字を維持しています。

令和 10 年度をピークに人口減少に転じることから、料金収入が減少する見込みです。

今後、更新需要の高まりによって建設改良費の増加が見込まれていますが、アセットマネジメントを実行し、施設・設備の更新需要が増加する令和 7 年度より修繕費を追加し適切な延命化を図り、事業費を抑制し効率的な管理運営に努めることで、「経営戦略」計画期間の今後 10 年間は、現行の料金体系を維持することが可能となる見込みです。

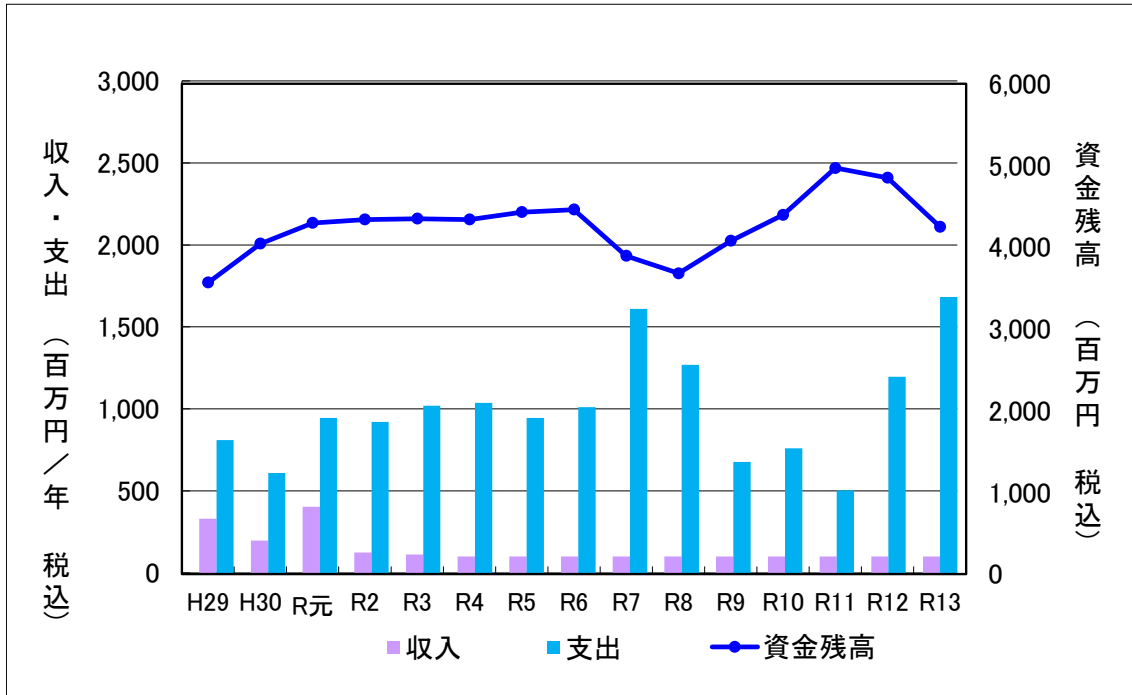


図 5-3 資本的収支及び資金残高

これまで施設の状況に応じた更新時期を設定し長寿命化を図りつつ、施設更新を実施してきました。

今後、更新需要の高まりにより、令和7年度以降の資本的支出の増加が見込まれていますが、施設・設備の更新需要が増加する令和7年度より修繕費を追加し適切な延命化を図ることで、資金残高を維持したまま施設更新が可能となる見込みです。

今後、事業量増に対応するため、人員の確保と、限られた財源を効果的に投資するためのライフサイクルコスト*の最適化に努めていきます。

※ライフサイクルコスト

施設等の計画から建設、利用期間内の補修等維持管理、廃棄処分までの全期間に要する総費用のこと。

6. 今後の取組

6-1. 計画期間中の取組

前述した今後 10 年間で取り組む 6 つの解決方策及び施策を下記のとおり示します。

解決方策	施策
3-2-1. 危機管理体制の充実	・耐震診断及び耐震補強工事の実施
	・更新計画の策定
	・災害時対応の充実(水道事業継続計画、マニュアルの策定)
3-2-2. 適正な施設の管理	・人材育成と近隣事業体、民間との連携の強化
	・施設の適正規模の検討、更新費用の縮減
	・基幹管路・老朽管更新事業
	・中央・遠方監視設備・ポンプ場設備更新事業
3-2-3. 投資規模の抑制	・広域水道等と広域的な連携
	・施設整備計画の見直しによる投資規模の適正化
	・アセットマネジメントによる投資経費の抑制
4-6-1. 持続可能な経営	・安定した経営
	・健全経営のための経営改革
4-6-2. 経営基盤の強化	・資金の確保、適正な水道料金設定の検討
	・老朽管更新事業及び配水ブロック化事業による有収率向上
4-6-3. 組織力の向上	・適正料金の定期的な見直し
	・人材の確保、人材の育成と組織力の向上
	・高館浄水場等運転維持管理業務委託

次に、計画期間中を含め将来にわたり継続して検討することで、本市水道事業のさらなる効率化・経営基盤強化を図る取組について示します。

6-2. 今後の投資についての取組

本市では、今後次のような検討を進め、さらなる経営の効率化・経営基盤の強化を図りつつ、安心して安定した水道事業経営を継続します。

- ① P D C Aサイクルによる、水道事業ビジョン、経営戦略、アセットマネジメント、整備計画の定期的な見直し
 - ② 施設・管路のダウンサイジングを含めた更新計画の見直し
 - ③ 民間の資金・ノウハウの活用による効率的な事業運営の検討
 - ④ 広域連携による経営の効率化、管理の一体化、施設の共同化の検討
- 今後、建設改良費が大きく増加することから、事業実施に向けた人材の確保及び育成も重要となります。

水道事業ビジョン、経営戦略、アセットマネジメント、整備計画の定期的な見直し	事業実施に向けて定期的に見直しを図り、実施計画の精度向上と投資の適正化を図ります。 本市水道事業の方向性を示す各計画の定期的な見直しと同時に、次の方向性を見据えステップアップを図るためのP D C Aサイクルを実施していきます。
施設・設備の効率化、ダウンサイジング、更新計画の作成	施設や管路の更新に当たっては、今後の水需要を踏まえた設備性能の見直しによる効率化、ダウンサイジングを検討します。 計画期間中においては、更新需要の抑制を図り、計画的な施設の更新事業実施に取り組みます。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）	令和4年度より第三者委託を実施します。 今後は採算性や組織体制の強化等を勘案したうえで、PPP/PFI等の導入範囲の拡大について検討していきます。
広域化	県が現在、検討を進めている「宮城県水道ビジョン」のフォローアップや、宮城県水道広域化推進プランの内容を盛り込んだ「（新）宮城県水道ビジョン」の内容を踏まえ、県内水道事業の広域化の動向を情報収集していきます。

6-3. 今後の財源についての取組

料金	「経営戦略」では水道料金を見直し、給水収益の増加を見込むことで財政収支の均衡を図っていますが、今後の投資や投資以外の経費の削減に努め、料金の適正化について検討していきます。
企業債	今後の更新需要に必要な財源の一部は企業債の発行により対応しますが、将来の財政負担の影響を考慮し、企業債残高の低減に努めます。

6-4. 今後の投資以外の経費についての取組

受水費	自己水源の有効活用により受水費の負担軽減に努めます。受水を含めた複数の水源を有することはリスク分散の観点からは望ましいため、自己水源と受水との適切なバランスを検討していきます。
委託料	第三者委託について、委託業務内容の見直し及び拡大等について検討し、さらなる維持管理の充実を目指します。また現在、委託していない分野に関して導入できる可能性がないか探っていきます。
動力費	省エネルギー機器への更新を推進します。また、施設の効率的運用により動力費の削減を目指します。
修繕費	長寿命化が期待される機器や、耐震性の高い管路への更新を進めることで、ライフサイクルコストの最適化を図ります。

7. 進捗管理

新水道ビジョン（平成 29 年度～令和 8 年度）は、これまで計画通り実施されてきましたが、今後は人口が減少へ転じ、更新需要がこれまでの想定以上に発生することから、これからの 10 年間で 21 ページの図 3-1 に示す 6 つの「解決方策・施策」に取り組むことで、「収支均衡」した計画として達成を目指し、次期ビジョン（令和 7 年頃検討予定）につなげていく計画とします。

本市水道事業の健全な経営を今後も維持するため、今後は、毎年度達成状況の評価を行い、投資財政計画の実績や収支の乖離状況の把握に努めるとともに、4、5 年毎に「経営戦略」を見直すことで、料金の適正化を検討します。

計画の進捗管理は以下の方針とします。

- 計画の進捗状況は、施設の運転状況や管路に関する経年化に関する統計データなど、さまざまな観点から定期的に確認することが重要となってきます。特に、総合計画等との連携を図った人口や水量の将来見通しの見直しに加えて、水道事業ビジョンでの計画と実施状況に大きな乖離が生じることが懸念される場合には、事業推進の障害となる問題が発生している可能性もあり、その要因等について把握することが必要となります。
- また、事業の進捗管理においては、計画の進捗状況と併せて事業の成果や効果を把握しておくことも重要であり、特に計画の中間段階でのレビューにおける効果の把握には、「水道事業ガイドライン（公益社団法人 日本水道協会）」の業務指標（PI）などの活用を図っていきます。
- 計画を見直す際には、PDCAサイクルを実施することが重要です。このサイクルによって、計画目標や事業推進における問題点、事業の有効性などを確認しながら、計画のさらなる推進や見直しを進めていきます。具体的には計画期間が 10 年であることから、改定までに中間レビューを実施できるよう 4、5 年毎に見直しを図ります。

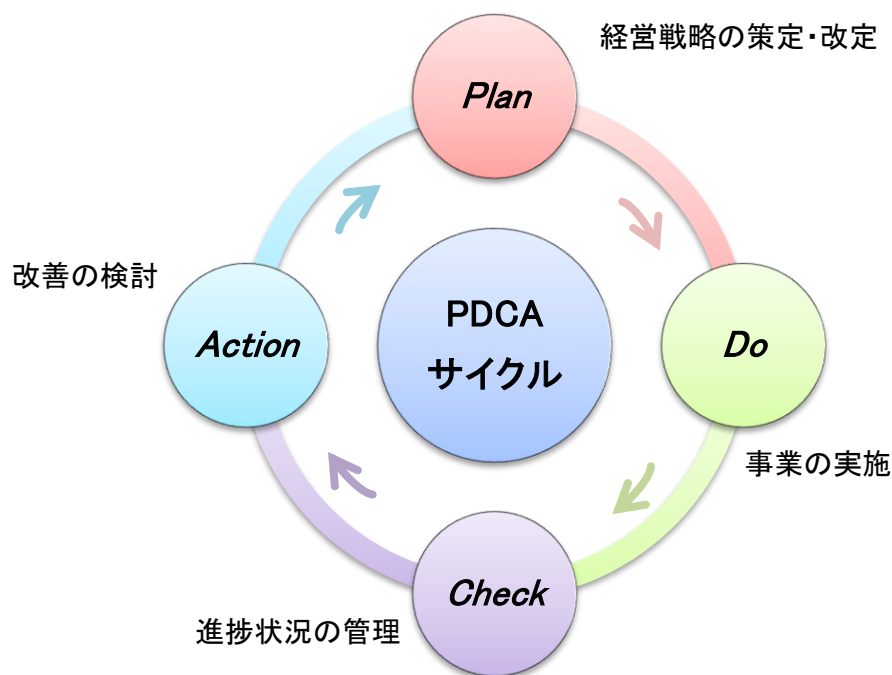


図 7-1 PDCAサイクル

PDCAサイクルの実施内容

(1) 経営戦略の検証

毎年度、達成状況の行政評価を行います。投資・財政計画の実績や収支の乖離状況の把握に努め、4、5年毎に中期的な経営分析・検証を行うことで、改善に向けた取組を実施していきます。

また、より一層、市民の皆さんに経営情報を公表していくことに努めるとともに、職員の経営意識を高め、持続可能な水道事業運営を行っていきます。

(2) 情報発信

経営情報をはじめ、名取市水道事業の魅力等、本市の水道事業に関する情報発信を「広報」、「ホームページ」等のあらゆる媒体を通じて積極的に行っていきます。

(3) 実効性のあるPDCAサイクルの実施

健全で強靱な水道事業の運営を実現するため、事業を取り巻く環境や社会ニーズに柔軟に対応しながら、「経営戦略」の各施策を着実に実施する必要があります。図 7-1 に示すPDCAサイクルを実施することで、本市水道事業の方向性を示す各種施策の定期的な見直しを行うとともに、次の方向性を見据えたステップアップを図っていきます。



名取市水道事業経営戦略

令和4年7月

名取市水道事業所

財政収支計画表(収益的収支)

別紙1

【税込、単位：千円】

		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	2,424,903	2,432,799	2,438,156	2,451,126	2,462,967	2,480,449	2,485,242	2,484,396	2,484,396	2,489,753
	(1) 料金収入	2,238,134	2,246,030	2,251,387	2,264,357	2,276,198	2,293,680	2,298,473	2,297,627	2,297,627	2,302,984
	(2) 受託工事収益 (B)	93,881	93,881	93,881	93,881	93,881	93,881	93,881	93,881	93,881	93,881
	(3) その他	92,888	92,888	92,888	92,888	92,888	92,888	92,888	92,888	92,888	92,888
	2. 営業外収益	314,132	297,938	294,889	291,839	288,789	285,739	282,689	279,639	276,589	273,539
	(1) 補助金	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	他会計繰入金	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	その他										
	(2) 長期前受金戻入	227,087	210,893	207,844	204,794	201,744	198,694	195,644	192,594	189,544	186,494
	(3) その他	86,345	86,345	86,345	86,345	86,345	86,345	86,345	86,345	86,345	86,345
収入計 (C)	2,739,035	2,730,737	2,733,045	2,742,965	2,751,756	2,766,188	2,767,931	2,764,035	2,760,985	2,763,292	
収益的 支出	1. 営業費用	2,099,324	2,052,636	2,055,211	2,074,330	2,096,160	2,110,855	2,110,758	2,110,816	2,106,494	2,120,168
	(1) 職員給与費	144,245	144,245	144,245	144,245	144,245	144,245	144,245	144,245	144,245	144,245
	基本給	72,149	72,149	72,149	72,149	72,149	72,149	72,149	72,149	72,149	72,149
	退職給与費										
	その他	72,096	72,096	72,096	72,096	72,096	72,096	72,096	72,096	72,096	72,096
	(2) 経費	1,411,578	1,411,578	1,411,578	1,423,520	1,423,520	1,423,520	1,423,520	1,423,520	1,423,520	1,423,520
	動力費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	修繕費	190,061	190,061	190,061	202,003	202,003	202,003	202,003	202,003	202,003	202,003
	材料費	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001	3,001
	その他	1,218,515	1,218,515	1,218,515	1,218,515	1,218,515	1,218,515	1,218,515	1,218,515	1,218,515	1,218,515
(3) 減価償却費	543,501	496,813	499,388	506,565	528,395	543,090	542,993	543,051	538,729	552,403	
2. 営業外費用	30,222	28,187	27,084	26,969	26,969	26,969	26,969	26,969	26,969	26,969	
(1) 支払利息	3,253	1,218	115								
(2) その他	26,969	26,969	26,969	26,969	26,969	26,969	26,969	26,969	26,969	26,969	
支出計 (D)	2,129,546	2,080,823	2,082,295	2,101,299	2,123,129	2,137,824	2,137,727	2,137,785	2,133,463	2,147,137	
経常損益 (C)-(D) (E)	609,489	649,914	650,750	641,666	628,627	628,364	630,204	626,250	627,522	616,155	
特別利益 (F)											
特別損失 (G)											
特別損益 (F)-(G) (H)											
当年度純利益(又は純損益) (E)+(H)	609,489	649,914	650,750	641,666	628,627	628,364	630,204	626,250	627,522	616,155	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)											
流動資産 (J)	5,095,445	4,957,197	4,992,665	4,425,873	4,212,728	4,610,047	4,928,240	5,501,758	5,381,987	4,782,503	
うち未収金	47,749	47,749	47,749	47,749	47,749	47,749	47,749	47,749	47,749	47,749	
流動負債 (K)	511,467	476,815	473,527	473,527	473,527	473,527	473,527	473,527	473,527	473,527	
うち建設改良費分	37,940	3,288									
うち一時借入金											
うち未払金	348,783	348,783	348,783	348,783	348,783	348,783	348,783	348,783	348,783	348,783	
累積欠損金比率 $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$											
地方財政法施行令第15条第1項に資金の不足額より算定した資金不足額 (L)											
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	2,331,022	2,338,918	2,344,275	2,357,245	2,369,086	2,386,568	2,391,361	2,390,515	2,390,515	2,395,872	
地方財政法による資金不足の比率 資金不足の比率 $((L)/(M) \times 100)$											
健全化法施行令第16条により資金の不足額算定した資金の不足額 (N)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
健全化法施行令第17条により算定した資金の不足額事業の規範 (P)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $((N)/(P) \times 100)$											

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
当年度純損益	609,489	649,914	650,750	641,666	628,627	628,364	630,204	626,250	627,522	616,155

財政収支計画表(資本的収支)

別紙2

【税込、単位:千円】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
資本的収入	1. 企業債										
	うち資本費平準化債										
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金										
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	83,274	83,274	83,274	83,274	83,274	83,274	83,274	83,274	83,274	83,274
	9. その他	17,005	17,005	17,005	17,005	17,005	17,005	17,005	17,005	17,005	17,005
計 (A)	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純計 (A)-(B) (C)	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	100,279	
資本的支出	1. 建設改良費	879,691	695,162	798,221	1,423,474	1,110,279	505,848	598,796	337,589	1,056,019	1,546,002
	うち職員給与費	16,750	16,750	22,750	22,750	22,750	22,750	22,750	22,750	22,750	22,750
	2. 企業債償還金	57,580	37,939	3,288							
	3. 他会計長期借入金返還金										
	4. 他会計への繰出金										
	5. その他	98,640	219,390	202,308	187,034	158,423	169,872	160,843	165,879	140,738	135,825
計 (D)	1,035,911	952,491	1,003,817	1,610,508	1,268,702	675,720	759,639	503,468	1,196,757	1,681,827	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	935,632	852,212	903,538	1,510,229	1,168,423	575,441	659,360	403,189	1,096,478	1,581,548	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	925,903	852,212	903,538	943,437	955,278	575,441	659,360	403,189	976,707	982,064
	2. 利益剰余金処分額										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	9,729			566,792	213,145				119,771	599,484
計 (F)	935,632	852,212	903,538	1,510,229	1,168,423	575,441	659,360	403,189	1,096,478	1,581,548	
補填財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金残高 (G)											
企業債残高 (H)	41,227	3,288									

○他会計繰入金

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収支分										
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金										
資本的収支分										
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金										
合計										

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本収支不足額	935,632	852,212	903,538	1,510,229	1,168,423	575,441	659,360	403,189	1,096,478	1,581,548